

支配出資者と専門経営者

——小松 章の企業支配論の研究——

村 田 和 彦

目 次

- 1 序
- 2 「資本主義的生産の営み手」としての企業における支配と経営
——「支配出資者」による支配——
 - (1) 企業の本質——「資本主義的生産の営み手」としての企業
 - (2) 「制度」としての企業
 - (3) 企業の目的
- 3 原型としての株式会社企業における支配と経営
——「絶対的個人大株主」による個別的支配——
 - (1) 企業形態の展開と株式会社の成立
 - (2) 支配出資者への支配の集中
 - (3) 専門経営者による経営の代行
 - (4) バーリとミーンズの「経営者支配」論批判
- 4 現代巨大株式会社企業における支配と経営
——「相対的個人大株主層」による構造的支配——
 - (1) 大株主の機関化
 - (2) 巨大株式会社相互の間の株式持合い
 - (3) 相対的個人大株主層への専門経営者の流入
 - (4) 相対的個人大株主層の構造的利益と制約要因
- 5 小松の企業支配論の問題点
- 6 結

1 序

昨今、「企業統治」(corporate governance)をめぐる論議が盛んであるが、そしてこの論議は、問題意識・分析方法・結論は異なっているにしても、専門経営者による経営活動を監視するとともにこれを統御する必要性を強調し、専門経営者を監視・統御しうる機構についての提言に努めている。しかし論議を実りのあるものにするためには、専門経営者によって現実に行われている経営活動が、一体、誰の意思を実現するために行われているのかを、今一度、再確認する作業が試みられねばならない。この作業は、現代の企業について、あらためて「支配者」を再確認する作業である。何故ならば、専門経営者によって行われている経営活動に自己の意思を実際に反映させている主体こそは、「支配者」であると解されるからである。現代企業に関して、こうした「支配者」について共通の認識が得られるならば、「企業統治」をめぐる論議を実りのあるものにするための共通の出発点が与えられることになる。何故ならば、この「支配者」の「支配」の在り方こそが、専門経営者の監視と統御の必要性を人々に痛感せしめていと解されるからである。

ところで、機関大株主を擁する現代巨大株式会社企業の支配者について、それを「構造」としての「相対的個人大株主層」にもとめる論者に、小松章がいる。すなわち、小松は、「絶対的な個人大株主による個別的支配」から「相対的な個人大株主層による構造的支配」への企業支配の変更という独自の企業支配論を展開している。

そこで、本稿では、こうした小松の企業支配論⁽¹⁾を取り上げて、それを理解するとともに、その問題点を吟味することを介して、企業の支配者を再確認する作業の一端を試みることにする。

さて小松の企業支配論は、まず最初に企業一般、ついで企業形態の最高段階を画する原型としての株式会社企業、そして最後に大株主の機関化現象の見出される現代巨大株式会社企業という順序で、「企業支配」についての考察を進めている。そこでわれわれも、こうした順序で、まずは小松の所論を理解することに努めることとする。

(1) 本稿で、われわれが取り上げる小松 章の所論とは、つぎの著書および論文で展開されているものである。

- 1) 株式会社金融の理論, 同文館, 1980 年. なお, 本稿では, 本書からの直接引用にあたっては, 本書を「金融」と略記することとする.
- 2) 企業の論理——社会科学としての経営学——, 三嶺書房, 1983 年. なお, 本稿では, 本書からの直接引用にあたっては, 本書を「企業」と略記することとする.
- 3) 現代巨大企業における支配の構図 (1) ——北原理論をめぐる——, 埼玉大学 社会科学論集 第 57 号, 1986 年 1 月. なお, 本稿では, 本論文からの直接引用にあたっては, 本論文を「論文 (1)」と略記することとする.
- 4) 現代巨大企業における支配の構図 (2) ——北原理論をめぐる——, 埼玉大学 社会科学論集 第 59 号, 1986 年 10 月. なお, 本稿では, 本論文からの直接引用にあたっては, 本論文を「論文 (2)」と略記することとする.
- 5) 現代巨大企業における支配の構図 (3) ——北原理論をめぐる——, 埼玉大学 社会科学論集 第 63 号, 1988 年 2 月. なお, 本稿では, 本論文からの直接引用にあたっては, 本論文を「論文 (3)」と略記することとする.

2 「資本主義的生産の営み手」としての企業における支配と経営 ——「支配出資者」による支配——

本節では、「大株主の機関化現象」が見出される現代巨大株式会社企業における支配者、さらには原型としての株式会社企業における支配者に先

立って、そもそも「企業」そのものの本質として、小松によって理解されている内容、およびこの「企業」そのものにおける支配者についての小松の見解を明らかにしていくこととする。

(1) 企業の本質——「資本主義的生産の営み手として」の企業——

最初にわれわれは、企業の本質に関する小松の見解を明らかにしていくこととする。われわれがまず注目すべきは、小松のつぎの論述である。「企業の本質は、現実にはさまざまな個性を持って存在する諸企業のその共通的側面に求められる。だが、諸企業の共通的側面という場合、それはたんに諸企業に共通でありさえすればよいという無限定のものではない。企業の本質というからには、企業相互には共通であっても企業以外の組織体に対して排他的にあらわれる内的共通性に、おのずから限定されるのである。」(企業、12⁽¹⁾頁)

こうした内的共通性として、小松の理解するものは、「企業が資本主義的経済の営み手——個別資本——である」(企業、13頁)ことである。したがって、「企業の本質は、それが資本主義的経済の営み手——個別資本——であるというところに求められる」(企業、13頁)こととなる。この場合に「経済」として理解されているのは、「人間が社会的にその生活充足のために営む生産活動」(企業、13頁)である。「経済活動それ自体はいつの時代にも人間社会に必ず存在する普遍的な活動である。しかし、生産の社会的な仕組——生産様式——は、歴史的に決して一定でない。歴史とともに、生産技術——生産力——が発達し、それと同時に生産をめぐる人間どうしの関係——生産関係——もまた質的に変化をとげてきたのである。そして、この生産様式(なかなづく生産関係)の発展段階が人間の歴史に特定の経済体制、したがってまた社会体制そのものを画しているのである。今日われわれがその中で生活している資本主義経済ないし資本主義

社会も、根本的には、特定の生産様式すなわち資本主義的生産様式によって規定された特殊歴史的な経済体制であり社会体制なのである。」（企業、14 頁）

ところで、資本主義的生産様式の歴史的特質として小松によって把握されているのは、「資本家が生産手段の私的所有に基づいて労働者を雇用し自己の私的利益のために生産をさせるという形の実産関係」（企業、26 頁）である。すなわち「資本主義的生産は、まさに、生産手段を所有する資本家が労働者を雇用し、その労働を利用するという形で営まれる生産様式なのである。」（企業、18 頁）このように理解された資本主義的経済、したがってまた資本主義的生産の営み手であるところに、小松は、「企業相互を貫き、しかも企業以外の組織体に対しては排他的にあらわれる内的共通性、すなわち企業の本質」（企業、14 頁）を見出す。

こうした小松の企業の本質理解の下では、「企業においては、資本家は『支配者（意思決定者）』として、労働者は『作業者』としてあらわれる。」（企業、18 頁）ここでわれわれは、小松のつぎの論述を看過することができない。

「……資本家が労働者を『雇用する』ということの厳密な意味は、労働者の持つ『労働のための精神的・肉体的能力』としての『労働力』を資本家が購入し、それを生産の場において使用するということである。労働者は、生活のために自己の労働力を商品として資本家に売るのである。資本家は、労働者の労働力を購入し、これを使用することによって——具体的には、労働者に労働させるにことによって——生産を営むのである。もとより、労働力は人間としての労働者自身に内在するものであるから、労働力を売った以上、労働者は生産が営まれる間は、資本家に従属せざるをえない。なぜならば、労働力を商品として売った以上、その労働力の使用権は資本家のものとなるからである。生産の営みにおいては、資本家はみず

からの意思で労働力を使用する——労働者に労働させる——ことができる。逆言すれば、労働者は生産の場すなわち企業においては、資本家の意思に従って労働せざるをえないのである。」（企業、18頁）

ここでわれわれが知りうることは、第1に、資本主義的生産（経済）の営み手であることを本質としている企業においては、「二とおりの範疇の人間」の存在が必要とされていることである。すなわち、「一つは、生産を直接に、すなわちみずからの労働をもって担当する『労働者』であり、一つは生産に必要ないっさいの物的要素——生産手段——を提供する、生産手段所有者としての『資本家』である。」（企業、17頁）第2にわれわれが知りうることは、企業においては、資本家は、生産に自己の意思を反映させる『支配者』としてあらわれ、これに対して労働者は、資本家の意思に従って労働せざるをえない『従属者』⁽²⁾としてあらわれることである。第3にわれわれが知りうることは、「企業は、資本主義的生産（経済）の営み手であるから、一面において人間社会に必要な生産（経済）活動を営むが、他面、その生産（経済）活動は、生産手段を所有し、したがってまたこのゆえに企業において支配者としてあらわれる資本家の私的利益のために営まれる」（企業、128頁）ことである。小松によれば、「このことは、社会的見地からする時、資本主義的生産（経済）が矛盾を内包していることを意味する。」（28頁）

ところで、資本主義的生産の営み手としての企業を、小松は、既述のように「個別資本」とも規定している。それは、「企業の本質としての資本主義的生産（経済）の営みは、客観的にはまさに個別資本の運動そのものである」（企業、47頁）と解されるからである。ここに「個別資本の運動」とは、使用価値の生産を媒介とする資本の価値増殖運動である。この意味で「個別資本は運動体である。」（企業、47頁）運動体としての個別

資本に関して見落されてはならないのは、小松によれば、つぎの2点である。その第1点は、「この（個別資本の——村田）運動は、歴史的に与えられた客観的原理——いわゆる個別資本の運動法則——に即してなされる」（企業、47頁）ことである。その第2点は、「個別資本は、自己の運動の意識的担い手——資本家——を必要とする」（企業、47頁）ことである。

このうち、第1の個別資本の運動法則に関する小松の論述を取り上げるならば、つぎのとおりである。「個別資本の運動法則とは、具体的には、資本主義的生産を営もうとする場合に必ず依拠しなければならない次の一連の客観的過程を意味する。

- ①貨幣形態での資本の調達（貨幣資本の調達——個別資本運動の前提）。
- ②調達した貨幣資本の生産要素への投下、すなわち生産手段および労働力の購入（貨幣資本から生産資本への転化——個別資本運動の第1段階）。
- ③生産要素を使用しての商品の生産（生産資本から商品資本への転化——個別資本運動の第2段階）。
- ④生産した商品の販売による投下資本の回収と利益の実現（商品資本から貨幣資本への転化——個別資本運動の第3段階）。
- ⑤実現した利益の分配処分（貨幣資本の再調達として、再び①へ——個別資本運動過程の終結）。」（企業、83頁）

第2の個別資本運動が意識的担い手として資本家を必要とする点に関して、小松は、この点こそが、社会的総資本から個別資本を質的に区別すると解して、つぎのように述べている。「個別資本は、運動の統一的な意識的担い手を有する点において、社会的総資本から質的に区別される。ちなみに、資本運動を意識的に担う行為を『支配』と呼びうるならば、個別資本は、特定の支配者を有する点で社会的総資本と異質なのである。もっとも、一般に個別資本が資本家から受けとる『意思』は、もとより個別資

本そのものが、みずからの運動法則に即して機能するために客觀的に要請する意思である。したがって、この意味では、資本家はまさに資本の人格化された存在であり、資本家が資本に支配されているのであるが、この場合の『支配』とは資本による『規定』を内容的に意味している。法則そのものが資本家に意思を与えるわけではない。これに対し、資本家はまさに資本の動機を自己の意思として、資本そのものに生命を吹き込むのである。このようなものとしての資本家の意思は、まさに資本の価値増殖過程に対する推進的意図であって、たんなる使用価値の生産過程における指揮機能の担い手としての意図ではない。そして、まさに価値的側面において資本家から意思を受けとるからこそ、われわれは、個別資本が資本家から意思を受けとる事実をもって、社会的総資本に対する個別資本の特質としてこれを認めうるのである。」(企業、48頁)

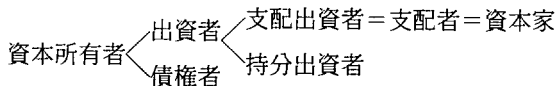
さて、小松は、「個別資本運動の意識的担い手」を資本家として規定すると同時に、この資本家が「企業の支配者」とであると解する。この場合に、「支配」と小松が呼ぶものは、「資本家が個別資本運動を意識的に担う行為」(企業、50頁)である。ここで、「支配」および「経営」に関する小松の概念規定を明らかにするならば、つぎのとおりである。「企業の『支配』は、より具体的には、企業の『経営』に自己の意思を反映させうる規定的活動を意味する。ただし、ここに『経営』とは、個別資本が機能(現実運動)する過程を具体的に計画し・組織し・統制する能動的活動を意味し、それはまさに、個別資本を機能させるということと同義である。つまり、支配——個別資本運動を意識的に担う行為——は、自己の意思をこの経営(資本機能)活動に反映させうる、より上位の活動を意味するわけである。」(企業、50頁)

「個別資本運動を意識的に担う」とこと、「個別資本を機能させる」とこと

との関係に関しては、小松は、さらに、つぎのように注意を喚起している。「われわれは、本質レベルにおいて『個別資本運動を意識的に担う』ということの意味と『個別資本を機能させる』ということの意味とを混同してはならない。そもそも個別資本の運動とは法則次元におけるきわめて抽象的な事象であり、個別資本運動を意識的に担うという行為は、抽象としての『資本の動機』をみずからの意思として具現化するというのである。これに対し、資本を機能させるという行為は、現実資本を対象とする、きわめて具体的・実践的な活動なのである。現実レベルの用語に置きかえるならば、まさしく前者の行為は『支配』、後者の行為は『経営』に相当するのである。」（企業、57頁 注(1)）

以上においては、資本家が企業の支配者であると規定されているのであるが、ここに「資本家」として小松によって規定されているものは、「資本所有者」一般ではなくて、自己資本部分についての所有者、すなわち「出資者」のみであることが注意されなければならない。換言すれば、他人資本ないし借入資本の所有者である「債権者」には、個別資本運動を意識的に担う資格ないし権利、すなわち「支配の資格」は認められていない。このことは、「支配の資格は、個別資本（企業）においては、資本所有に由来するのではなく、『出資』に由来する」（企業、54頁）ことを意味する。すなわち「出資者のみが、個別資本運動を意識的に担う資格ないし権利（したがってまた支配の資格——村田）を有しうるのである。」（企業、54頁）これを要するに、既述のように、個別資本は、自己の運動の意識的担い手を得てはじめて現実的・具体的に運動することになり、この個別資本運動の意識的担い手が資本家であると規定され、しかもこの資本家は、個別資本運動を意識的に担う「支配者」をなすのであるが、ここにあらわれる資本家は、けっして「資本所有者」として規定されてはならず、厳密に「出資者」として、否、より厳密に自己の意思を経営活動に反映させる

出資者、すなわち「支配出資者」として規定されなければならないというのが、小松の主張である。なお、個別資本運動の意識的担い手としての資本家を、当該個別資本にとっての「支配出資者」として厳密に規定することの必要性は、小松によれば、現実企業形態が展開するにつれて、一層表面化するにいたる。というのは、「出資はするけれども債務履行責任の有限化を見返りとして支配資格、すなわち経営に意思を反映させうる資格を放棄する種類の出資者」、があらわれるからである。小松は、支配出資者ではない出資者を「個別資本に一定の持分（所有権区分）を画するだけの出資者」という意味で、「持分出資者」と呼ぶ⁽⁹⁾。したがって資本所有者は、小松においては、つぎのように分類されることとなる。



以上において、われわれは、「企業の本質」についての小松の見解を明らかにした。この本質に関する論議の中から、企業の支配者として小松によって位置づけられるものは、「支配出資者」ということになる。

(2) 「制度」としての企業

企業の本質を、小松は、企業を、資本主義以外の歴史社会の諸生産体から、さらには他のあらゆる諸組織体からも区別する企業の特殊歴史性、すなわち「資本主義的生産の営み手——個別資本——」にもとめた。「具体的にいえば、資本家が生産手段の私的所有に基づいて労働者を雇用し自己の私的利益のために生産をさせるという形の生産関係こそは資本主義的生産様式の歴史的特質であり、したがって企業の本質にほかならない。この関係を内包するかぎり、企業は企業であり、資本主義は資本主義であり続

けることになる。」(企業, 26 頁—27 頁) しかしながら, 小松によれば, 「このことは, 企業が資本主義の歴史の中で固定的・不変であるということを決して意味しない。われわれは, 企業の特異歴史性を認識すると同時に, さらに企業それ自体の動態性にも実は目を向けなければならないのである。」(企業, 26 頁) 実際, 小松によれば, 「企業を企業として規定する資本・賃労働関係それ自体」が, 企業形態の歴史的展開が如実に物語っているように, 変化を内包する動態的なものである。⁽⁴⁾

ここに企業形態の歴史的展開として小松によって把握されているのは, 生産力の発展・協業規模の拡大・資本拡大の要求に伴って発現をみたところの, 封建制末期下の自営営業体から「個人企業」形態への転化, 集団企業形態すなわち「会社」形態による個人企業形態の超克, 集団企業の完成形態としての「株式会社」の発現, さらに株式会社今日の特徴としての「大株主の機関化」である。また企業を企業として規定する資本・賃労働関係それ自体の変化を示すものとして小松によって把握されているのは, 個人企業形態における単数の資本家から, 会社形態における資本家の複数化, 株式会社における資本家の純粋な支配者への転化, さらに機関大株主を擁する現段階の株式会社における資本家すなわち個人大株主の支配力の相対化である。⁽⁵⁾

このようにして, 小松は, 企業それ自体の動態性を積極的に認識する必要性を力説する。すなわち, 「企業の本質が資本主義的生産(経済)の営み手であるという事実は, 先験的事実ではなく歴史的事実である。したがって, 企業の本質それ自体が歴史的進化過程の中にあるのだということを, われわれは決して忘れるべきではないのである。企業は, その本質からして動態的なのである。」(企業, 28 頁)

さて企業の動態性を認識するためには, 小松によれば, 企業を「進化す

る過程」として、「累積的因果関係」の観点から解明しなければならない。換言すれば、企業を「目的論的公式」に依拠して把握することがあってはならない。⁽⁶⁾ このことは、より積極的には、企業を「制度」として認識しなければならないことを意味する。ここに「制度」として小松によって理解されているのは、つぎのとおりである。「制度とは、人間の社会的営みの仕組を意味する。それは、諸個人が社会的行為を営む場合、彼らが則るべき社会的基準として機能するのである。つまり掘り下げていえば、制度とは、社会的に定型化された人間の行為基準にはかならない。」（企業、6頁）

こうした制度に関して注意されるべきは、小松によれば、つぎの2点である。⁽⁷⁾ 第1点は、社会的に定型化された人間の行為基準として現在の諸個人の行為を規定する現存の諸制度は、その実、先人の過去の共通の行為習慣の客体化した存在であり、したがって、いわば過去の所産である現存の諸制度は、新たに現在の諸個人の行為習慣によって淘汰される運命にさらされていることである。第2点は、「もともと、制度は社会構造の秩序を担うものとして、それ自体は時の経過とともに固定化する性向を有しており、まさにそうであることによって社会構造を安定させる作用を営むのである」（企業、6頁）ので、「逆に制度が変化を示すとすれば、それはむしろ外的強制力による」（企業、6頁）ことである。なお、ここに外的強制力として小松によって把握されているのは、「生産力ないし生産技術の発展」である。

生産力の発展と制度の変化との関係についての小松の見解を取り上げるならば、つぎのとおりである。「生産力の発展は不断である。発展した生産力の下では、旧来の生産力に対応して社会構造を秩序だてるものとしてあった制度は、特定の社会体制の内部においても不合理なものとして映じるにいたり、行為基準としての機能を果たしえなくなる。代わって諸個人

の間に生産力の発展に対応した新しい行為習慣が生まれ、非現実的となった古い制度は淘汰される。しかしながらまた、新しい行為習慣が制度化する頃には、生産力はよりいっそう発展しているであろうから、当該制度もまたいつか淘汰される運命にある。こうした諸制度の『進化』こそが、実は特定の社会体制内の社会事象の展開過程を具体的に形成するのである。そして、ついには体制の根幹をなす諸制度もが強制的に淘汰されるにいたる時、社会体制は質的変革を迎えることになるのである。」（企業、6頁－7頁）

さて、以上の考察においては、「企業特殊歴史性」と「企業の動態性」の関係が、「制度としての企業」という視点から解明されているのであるが、この視点から、小松はさらに、「個別資本の運動法則」と「企業の営みの主体性」の関係について考察し、つぎのような論述を展開している。

「問題を経営学の領域に限定するならば、『企業』は、いうまでもなく資本主義的生産の営み手として、資本を、歴史的に与えられた客観的原理としての個別資本の運動法則に即して機能させるための経済機構である。その場合、個別資本の運動法則は、決して人間の観念の産物ではなく、むしろ資本主義的生産を営む場合には必ず従わなければならない歴史的な客観的原理として存在し、この意味では人間を支配するのである。だが、企業における営みは、決してそのすべてがこの個別資本の運動法則に還元されるものではない。企業の営みは、決して原理・法則によって説明し尽くされるほど単純なものではないのである。もとより企業の営みは、いかなる意味においても個別資本の運動法則を否定しうるものではないが、逆にこの法則に客観的に立脚するかぎり、企業における営みは、主体的に推進されうるのである。この主体性を規定するものこそは、社会的に定型化された人間の行為基準としての諸制度にほかならない。そして、企業が現実

には、抽象的な個別資本としてではなく、文字どおり具体的な『企業』として存在するのは、とりもなおさず、それがこうした諸制度を内包しているからにはかならない。」（企業、81 頁）

この小松の論述においては、企業における営みが、ただたんに個別資本の運動法則のみによって規定されているのではなくて、さらに「社会的に定型化された人間の行為基準」としての諸制度にもとづいて、主体的に推進されるものであると、把握されている。このことは、企業の営みを説明するためには、個別資本の運動法則への還元のみではついに不十分であり、さらに企業の現実の営みの行為基準そのものの解明が必要とされていることを意味する。すなわち、「企業における諸制度の総体こそは、社会的総資本の構成要素としての個別資本から区別されるそれ自体としての個別資本の視点に立つ経営学が、固有に認識対象とすべき『具体的な個別資本』そのものなのである。」（企業、81 頁）したがって、小松によれば、「現実の企業を『制度』としてとらえ、特殊資本主義的『本質』（すなわち資本主義的生産の営み手——村田）と普遍的『形式』（すなわち組織体——村田）との統一的『実体』として存在するこの企業という制度が、そこに内包される大小さまざまな内部制度とともに、いかなる必然性をもって導かれ今日の存在となるにいったかかを、客観的に解明すること」（企業、80 頁）が必要とされる。

（3） 企業の目的

「経営者は、最も本質的には資本そのものに動機づけられながらも直接には企業競争に駆られて、企業の収益力の極大化を志向すべきことになる」（企業、84 頁）が、この場合に、経営者が現実には志向する収益力の具体的な内容として、小松の主張するものは、結論を先に述べるならば、「自己資本・留保利益率」の極大化、すなわち「自己資本成長率」の極大

化である。ここに「留保利益」の内容をなすものは、総利益から支払利子、租税、配当金、および経営者への特別報酬を控除してなお企業に留保される部分であって、かつ営業利益のみならず営業外利益も一体となって混入しているものである。

小松は、こうした結論を収益力指標としての資本利益率の内容に関するつぎのような一連の考察段階を経て導出している。すなわち、まず第1に、企業の資本が自己資本のみから構成されており、しかもそれがすべて「経営資本」として投下され、したがって「産業的資産」としてのみ運用されている場合の資本利益率の内容を考察する。この段階では、利益処分以前の時点では、総資本利益率と自己資本利益率との二つが「ぴったりと」重なり合う。つづいて第2段階として、小松は、資本が自己資本のみならず他人資本からも構成されており、しかもそれがすべて「経営資本」として投下され、「産業的資産」として運用される場合の資本利益率の内容を明確にすることを試みる。この第2段階において、小松は、経営者の目ざす利益は、利子控除後の利益、すなわち純利潤であることを根拠として、総資本利益率をもって収益力指標の内容とする見解をしりぞけて、自己資本利益率を収益力指標として選択する。なおその際、総資本利益率が利子率を上まわっているかぎり、他人資本の運用は、自己資本利益率を高める「テコ」作用をもっているのであるが、この作用で生ずる利益率の向上に関して、それを「金融的利潤」とする見解を否定して、どこまでも「経営的利潤」であることを強調する。

第3段階として、小松は、利子控除後の純利益の分配が行われる場合の資本利益率について検討する。そして、企業が企業として取得しうる利益は「留保利益」のみであり、しかもこの留保利益がとりもなおさず拡大再生産のための追加資本をなすものであることを根拠に、小松は、留保利益こそ、企業が真に目的とする利益であるとして、自己資本・留保利益率で

ある「自己資本成長率」こそが、収益力指標の内実をなすとする。

そして第4段階として、小松は、資本がすべて「経営資本」として投下されるという条件をはずして、その一部が「経営外資本」として投下されて、「金融的資産」としても運用される場合の資本利益率の内容を明らかにする。この第4段階における小松の主張の特色は、この第4段階こそが、まさに企業の「常態」を表現するとみるところにある。すなわち、小松によれば、常態としての企業が志向するのは、「利益の生産」ではなくて、「利益の獲得」であって、この意味において、「営業外利益」の混入した「留保利益」こそが企業の現実に志向する利益として把握されねばならない。こうした小松の主張の中に、企業の「常態」に照らして収益力指標の具体的内容を明らかにしなければならないとする小松の基本的研究姿勢をわれわれは見出すことができる。

このようにして、小松は、企業の目的を「自己資本成長率の極大化」として規定するのであるが、なお小松は、つぎの2点について注意を促している。その第1点は、「自己資本成長率の極大化」の判定基準は、全企業の自己資本成長率の平均値であることである。第2点は、自己資本成長率の極大化を追求するにあたっては、企業は諸種の制約要因を考慮に含めなければならぬことである。⁽⁸⁾

(1) 以下、小松の著書「企業の論理」からの直接引用については、括弧の中に、企業と略記して、その頁数のみを示すこととする。

(2) 小松 章，企業の論理，18 頁参照。

(3) 小松 章，企業の論理，55 頁—56 頁参照。

(4) 小松 章，企業の論理，27 頁参照。

(5) 小松 章，企業の論理，27 頁参照。

(6) 小松 章，企業の論理，7 頁参照。

(7) 小松 章，企業の論理，6 頁—7 頁参照。

- (8) 企業の目的については、小松 章、企業の論理、第4章企業目的としての収益力を参照。

3 原型としての株式会社企業における支配と経営

——「絶対的個人大株主」による個別的支配——

前節においては、企業の本質、企業の動態性、および企業目的についての小松の見解を跡づけるとともに、企業一般の支配者としては「支配出資者」が考えられていることを明らかにした。そこで本節では、企業形態の展開、なかんずく株式会社の成立の論理的必然性と、原型としての株式会社企業における支配者に関する小松の見解を跡づけていくこととする。

(1) 企業形態の展開と株式会社の成立⁽¹⁾

小松によれば、「企業形態の展開を推進する契機は、出資資本の拡大に対する企業の内在的志向と、そしてこの出資資本の拡大を現実の要請として企業に賦課する社会的背景、すなわち生産力の発展による所要投下総資本の巨額化とに、ほかならない。」(金融、11頁)ここに出資資本の拡大に対する企業の内在的志向として小松によって把握されているのは、企業そのものの存立基盤をなす出資資本が大きければ大きいほど、信用基盤も大きくなり、より大きな借入資本(他人資本)の調達が可能となり、それによって総資本は当初から大型化し、生産する総利益の額も、そうでない場合に比べて大きくなり、このようにしてより大規模な利益留保が可能となり、自己資本の増大規模も大型化し、自己資本の増大は、再び信用基盤の拡大として他人資本の追加的利用を可能ならしめ、総資本はいっそう拡大する……という循環パターンが存在しているがゆえに、⁽²⁾「企業は、……まず、より大きな出資資本をもって出発し、あるいは、より大きな追加出

資を得て再出発することを、内在的に志向する」(金融、6頁)ということである。そして出資資本の拡大に対する企業の内在的志向は、小松によれば、「生産力の社会的発展が、競争を通じて企業に、より大きな総資本の必要性を賦課する時、……企業の現実的要請すなわち外在的要請に転化する」(金融、6頁)のである。

さて、出資資本の拡大に対する内在的および外在的要請が企業形態の展開を推進する契機であると小松が解する根拠は、「出資資本の拡大が……企業形態の展開を通じてのみ実現していく」(金融、11頁)ということにもとめられる。以下、この点についての小松の見解を取り上げることとする。

「与えられた出資者数の下では、出資資本の拡大(原始的拡大および追加出資による拡大)は、出資者個人の私的所有の限界によって制約される。いうならば、資本の機能的側面に対する所有的側面からの制約である。かくて、この制約を打破する解決策は、私的所有資本の社会的結合以外にない。つまり具体的にいえば、唯一の解決策は、出資者数を増大させること、すなわち出資を『分散』させることである。」(金融、6頁)ところが、「出資者は、経営に自己の意思を反映させうる資格すなわち支配資格を持つのであるから、出資者数を増大させる——出資を分散させる——にあたっては、その前提として、支配の統一、つまり経営活動に反映させるべき意思の統一を確保することが、不可欠となる。支配の統一の確保されるかぎりにおいてのみ、出資の分散は許容されるのである。

かくて、出資の分散は、出資の分散に対する支配の統一の確保手段の質的發展を通じて、その規模を拡大していくことになるのであるが、この出資の分散に対する支配の統一の確保手段の質的發展こそが、実は企業形態の展開にはかならない。支配の統一の確保手段の質的發展は、実に企業形態の展開という形をとるのである。」(金融、7頁)

これを要するに、出資資本の拡大の要請に応えるためには、「出資の分散」が必要とされるのであるが、しかし「出資の分散」が実現するためには、「支配の統一」が確保されることが不可欠であり、この「出資の分散」に不可欠な「支配の統一」の確保手段として、「企業形態」が展開をみると、小松は解しているのである。このようにして、出資資本の拡大に対する内在的・外在的要請が、企業形態の展開を推進する契機をなすのである。

ところで「企業形態の展開を具体的・歴史的に見るならば、それは、文字どおり個人出資になる個人企業から出発し、小規模集団出資企業としての合名会社、中規模集団出資企業としての合資会社を経て、最終的に大規模集団出資企業としての株式会社へと、連続的な、しかし段階的な発展過程を辿ってきている。」(金融、11 頁—12 頁)以下企業形態の展開という形をとってあらわれているとされる、出資の分散に対する支配の統一の確保手段の質的発展を、小松自身の論述にしたがってみていくこととする。⁽³⁾なおその際、われわれは、小松のつぎの指摘を念頭に絶えず置いておかねばならない。「企業形態の展開において、そこに連続性を貫くものは、出資の分散すなわち出資者数の増大であり、その連続性に段階を画するものは、出資の分散に対する支配の統一の確保手段の質的発展にほかならない。」(金融、8 頁)「支配の統一が高度に確保されればされるほど、出資の分散も、より大規模化しうる。」(金融、11 頁)

「(1) 個人企業——①企業形態の出発点をなす個人企業においては、出資者が一人であることによって、換言すれば、出資資本が単一の私的所有資本から成ることによって、出資資本の拡大には限界が画される。②出資資本の拡大に限界があるがゆえにまた、出資資本は信用基盤としていまだ客観的に不十分であり、したがって借入れにあたっては、出資者が債務履

行に関する無限責任を負うことになる。つまり、無限責任という人的信用の上にはじめて借入れが可能となるのである。③さらに、出資者は自分が無限責任を負わざるをえないがゆえに、経営を他人に代行させることができない。経営を他人（専門経営者）に任せて万一債務不履行の事態に陥った場合、債権者に対して無限責任を負うべき『債務者』は自分自身にはかからないからである。

ともあれ、個人企業においては、出資者が一人であることに規定されて、出資資本の拡大要求に十分に答えることができない（もちろん継続的活動の要求に答えることもできない。しかし、出資者にとって解決すべき急務としてあらわれるのは、あくまでも所要資本拡大に応じうる手段の探究である。出資者は、自分の死後に企業の継続性が断たれてはならないという継続的活動の要求から新しい企業形態を探究するわけではない）。かくて、出資者が一人であることによって出資資本の拡大に限界があるとすれば、これを克服する手段は、出資者の複数化すなわち出資の分散以外にはない。出資者が複数化する時、企業は集団企業すなわち『会社』に転化する。」（論文（1）、18頁—19頁）

「(2) 合名会社——①まず、個人企業の限界を克服するものとして導かれた合名会社は、『合議』という最も素朴な手段によって出資の分散に対する支配の統一を確保したのである。『合議』は、しかし出資者全員の主観的自発性に依存するきわめて『人間的』な方法であるから、物質的条件として出資者全員の利害の一致が要求される。合名会社の出資者が、多くの場合、血縁関係によって結ばれているのは、まさにこの意味で自然の成りゆきといわなければならない。そしてまた、物質的利害の一致を要求されるがゆえに、合名会社における出資の分散にはなお限界がある。②そして、出資の分散に限界があるがゆえに出資資本の拡大にも限界を画される

のであり、合名会社の出資資本は信用基盤としてはいまだ不十分さを免れない。かくて、出資者は、借入れにあたっては連帯していぜん債務履行の無限責任を負わざるをえないのである。③そして、無限責任を負わざるをえないがゆえに出資者はいぜん他人に経営を代行させることができず、全員がみずから経営を担当することになるのである。

要するに、合議という手段による支配の統一を通じて出資の分散をはかった企業形態が、合名会社なのである。しかし、合議が可能ならしめる出資の分散は小規模にとどまらざるをえないがゆえに、より高度の支配の統一手段が要求されることになる。ここに新たに合資会社が導かれることになるのである。」(論文(1)、19頁—20頁)

「(3) 合資会社——①合議を維持したまま出資の分散をおし進める唯一の方法は、合議への参加資格すなわち経営に意思を反映させる資格としての支配権をもたない出資者——持分出資者——を導入することである。といっても、無条件に持分出資者を創出することはできない。出資者である以上、本来ならば当然のこととして旧来の出資者——支配出資者——と対等に支配権をもつべきところを、その支配権の放棄を条件とするのであるから、見返りを保証しなければならない。その見返りが、無限責任の解除、すなわち責任の有限化なのであった。かくて、責任の有限化を見返り条件として支配権を放棄することになる持分出資者の導入により、一方で旧来の支配出資者における『合議』による支配の統一を確保したまま、しかも同時に他方で、出資の分散を実現させた集団企業が、合資会社にほかならない。合資会社の本質は、出資の分散に対する支配の統一を、まさに『責任限度の分割』という手段によって確保しているところに存在するのである。②このように合資会社は、持分出資者の導入にあたって、彼らにおける支配権の放棄を見返りとして無限責任の解除をもち出したのであるが、

このことの前提には、逆に支配出資者はいぜん無限責任を負うということが了解されている。③他方、持分出資者の持分は、企業の解散時を除いては、回収を期待すべき性格のものではない。もし仮に途中で出資持分を回収する必要が客観的に生ずる場合——具体的には、持分出資者が出資後、支配出資者の経営方針に不満を感じるにいたる場合を指す。このような場合には、支配権をもたない持分出資者としては、自己の持分の撤回をもって対処する以外にはない——には、その回収は、企業からの返還によってではなく、自己の持分を他人に譲渡することによって、すなわち出資を肩代りしてもらうことによって、達成されることになる。しかるに、持分を一括して引き受けてくれるような他人を探し出すことは、偶然に近い至難事である。この持分譲渡の困難性ゆえに、結局、合資会社においては、支配出資者をその経営方針においてつねに信頼しうる貨幣所有者のみを、つまりは支配出資者とその物質的利害を永続的に同じくしうる種類の貨幣所有者をしか導入しえないことになる。いわば支配出資資本との人的つながりにおいてのみ、持分出資資本の導入がはかられるのである。

結局、合資会社は、責任限度の分割という手段による支配の統一を通じて出資の分散を一段とおし進めることになったのではあるが、出資持分の譲渡の困難性のゆえに出資の分散になお一定の限界を画されるのである。したがって、いっそうの出資の分散のためには、さらに高度な支配の統一手段が要請されることになる。新たに株式会社が導かれる必然性が、ここにある。」(論文(1)、20頁—21頁)

「(4) 株式会社——①株式会社形態を要請した直接の契機は、出資持分の譲渡の自由化という問題である。合資会社において持分譲渡が困難であった理由は、持分がそれ自体として一つの単位をなしているため、これをそっくり別の一人に引き受けてもらわなければならないというところにあ

った。したがって、持分譲渡を自由化するには、持分そのものを流動化すること以外にない。その具体的形態として導かれたものが、『出資資本の均一小額単位＝株式への分割』である。出資資本が均一小額の単位＝株式に分割されることにより、自己の持分を譲渡しようとする持分出資者は、持分を小口に分割し多人数に引き受けてもらうことが可能となる。しかも、出資単位が小額化することによって、社会に散在している小額の遊休貨幣——小額なるがゆえにそれ自体としては本来ならばとうてい出資資本には転化しえない遊休貨幣——の所有者の中にまで、引き受け手を見出すことが可能となるのである。

②さて、持分譲渡の自由化を解決することにより、企業＝株式会社は、いまや『出資資本の均一小額単位への分割』の原理を——具体的には株式数を増やしていくという形で——外延的に拡大することにより、持分出資者の導入規模を限りなく拡大することが可能となる。かくて、ここに出資資本は、社会的規模における拡大可能性を与えられることにより、信用基盤の母体として客観的に十分なものとなり、もはや借入れにあたっては支配出資者が人的に無限責任を負うことが不必要となる。出資資本の均一小額単位への分割は、一方で持分出資者を持分譲渡の困難性から解放すると同時に、他方では支配出資者をも無限責任の負担から解放することになるのである。

③ところで、支配出資者が無限責任の負担から解放されることによって全出資者の有限責任化が導かれるにいたると、おのずから支配出資者と持分出資者との間に新たな対等性が要求されることになる。合資会社において支配出資者が『支配』出資者として支配権を独占しえたのは、まさに彼らが無限責任を負うがゆえにであり、無限責任の負担をこそ、支配権独占の根拠としていたのである。しかるに、支配出資者が無限責任の負担から解放される時、彼らはひとり自分たちだけが支配権を独占しうることの根

拠を失うのである。かくて、支配権は持分出資者にも付与されることになるが、それはけっして出資者個人を単位としてではなく、株式を単位として、つまり一株式一支配権という形で付与された。なぜかといえば、株式会社においては持分出資者は、出資単位が小額化したがゆえに出資者に転化しえた存在（中小株主）なのであり、出資額の大小の差すなわち保有株式の差によって、彼らは支配出資者から区別される。それゆえ、支配出資者における支配の独占を維持し、またそれを正当化するためには、支配出資者がまさに多額出資者（大株主）であるがゆえに支配を独占するという形式を導きさえすればよい。一株式一支配権の原則は、出資資本の均一・小額単位＝株式への分割を前提として、まさにこうした要求に応えるものとして導かれたのである。そして、この一株式一支配権の原則によって支配の統一が確保されるがゆえに、現実に出資資本は株式化され、出資の社会的分散に導くことになる。株式会社の本質は、出資の分散に対する支配の統一を『一株式一支配権』の原則によって確保しているところにこそ存在するのである。

④このように、株式会社においては支配はいぜん支配出資者によって独占的になされるのであるが、一株式一支配権の原則は、全出資者がそれぞれの所有株式数に比例して自己の意思を経営に反映させようような『民主的』な客観的機構を制度的形式として要請する。これが株主総会である。しかし、株式会社においては、支配は支配出資者（大株主）が全株主の参加という形式の下に、しかし実質的には自分たちだけで独占的になすのであって、株主総会の存在意義はもっぱらその場合の全株主の参加という民主的形式をととのえるところにあるにすぎない。株主総会は、はじめから形式的存在であるということに注意しなければならない。

⑤ところで、株式会社においては、支配出資者は無限責任の負担から解放されるがゆえに、経営を有能な他人——専門経営者——に委託すること

が可能となる。そしてまた、実際に資本の巨大化を体現する組織の巨大化が経営職能を複雑ならしめ、専門経営者への経営の代行を必然ならしめるようになる。もとより、この経営の代行も、株主総会において全株主によって選任されるという形式に従うのであって、それゆえ実際に専門経営者が経営者の典型と化する時、株式会社の経営が支配出資者の独占的支配の下にあるという実質は、ますます深く沈潜してしまうことになるのである。

さて、以上が、株式会社——ただし、あくまでも企業形態の展開上に位置づけられるものとしての株式会社、つまり原型としての株式会社——の導かれるにいたった必然性の過程である。株式会社形態は、固有にはあくまでも出資の分散に対する支配の統一の最高の発展形態として導かれたものである。」(論文(1), 21頁—23頁)

以上において、われわれは、個人企業から出発し、合名会社と合資会社とを経て、最終的に株式会社へといたる企業形態の展開が、出資の分散に対する支配の統一の確保手段の質的發展として、小松によって整序されて説明されているのをみた。この小松による企業形態論は、株式会社の論理的必然性を、われわれに対して説明してくれるものである。

ところで、原型としての株式会社に関する小松の論述の中で、われわれの研究課題との関連でとくに関心をひくものは、つぎの2点である。第1点は、「株式会社における出資の社会的分散は、結果として、むしろ支配をますます支配出資者(資本家)の下に集中せしめるにいたるという、より積極的な反作用を持つことになる」(金融, 47頁)と小松が解していることである。第2点は、株式会社において、はじめて専門経営者による経営の代行が可能となるとともに、企業の巨大化に伴う経営職能の複雑化が専門経営者による経営の代行を必然にすると小松が解していることである。そこで、項を改めて、株式会社における支配出資者への支配の集中の問題

と、専門経営者による経営の代行の問題に関する小松の見解を明らかにしていくこととする。

(2) 支配出資者への支配の集中

小松によれば、株式会社においては、一方において支配出資者の債務履行に関する責任負担の有限化によって、支配出資者と持分出資者とを形式において区別する質的指標は消滅するとともに、他方において、支配出資者が経営職能を専門経営者に代行させ、経営者としての地位から離れることによって、両出資者範疇を付随的に区別する質的指標も消滅する。このかぎりにおいて、「株式会社においては、支配出資者と持分出資者とは、ともに純粋に出資者であるだけの存在として、株主という形式の中に同化してしまうかのごとくである。」(金融, 51 頁)しかしながら、小松は、「出資資本の均一小額単位への分割」と「一株式一支配権の原則」とが、支配出資者と持分出資者とを識別するに足る指標として、持株数の大小という量的指標を持込んでいることに注目し、かつ「持株数における量的差異が、あくまでも両出資者範疇の質的差異を内包したものである」(金融, 51 頁)ことに対するわれわれの注意を喚起する。「株式会社においては、支配出資者と持分出資者との間のいっさいの質的識別指標が取払われ、全出資者が株主という同一形式の下に現われることになるとはいえ、われわれは、株主を決して株主一般として取扱うことはできない。大株主と中小株主とは、あくまでも異質の存在として、すなわち前者は支配出資者の量的表現、後者は持分出資者の量的表現として、両者は厳密に区別されなければならないのである。つまり株主は、その実質においては、質的に異なる二範疇から成っているのである。」(金融, 51 頁—52 頁)「株主を決して株主一般として取扱うことはできない」とする小松の主張は、より具体的には、大株主と中小株主の志向の異質性に基礎を置くものである。大株主

と中小株主の異質性に関する小松の見解は、つぎのとおりである。

「まず『大株主』は、その存在形態から見れば、支配出資者すなわち資本家が、株式会社企業においてその姿の下に現われるところの外皮・外観にはかならない。したがって、大株主の実質は支配出資者である。彼らは、企業における力関係においては、名実ともに企業の支配者として、自己の経営上の代行者としての専門経営者に対しては、能動的主体として存在する。そしてまた、内容的には、彼らは資本運動の意識的担い手として、その志向するところは、あくまでも資本の動機に、したがってまた同じことであるが、企業の客観的要求に一体的である。はたして、彼らの志向する利益は、個人的に受取る利益範疇としての配当ではなく、むしろ、企業内に留保され拡大再生産のための追加資本となるべき留保利益なのである。換言すれば、自己の生活充足をはるかにこえた限りない利益の追求こそが、彼らの目的である。」（金融、52頁）

それでは、中小株主の志向するところは何であろうか。『中小株主』は、まずその存在形態から見れば、持分出資者が、株式会社企業においてその姿の下に現われるところの外皮・外観にはかならない。したがって、中小株主の実質は持分出資者である。彼らは、その持株数の中小性のゆえに、一株式一支配権の原則の下では、実質的に支配をなしえない。……だが、ここにいっそう重要なこととして、中小株主が支配の行使を実質的に封じ込められるにいたるという制度上の原理とは別に、むしろそれ以前の問題として、実は彼ら自身が、その与えられた支配権の実質的行使には本来的に無関心な範疇的存在でもあるということに、われわれは注意しなければならない。

中小株主は、本来、その所有する遊休貨幣の小額なるがゆえに、株式会社形態でなかったならばとうてい出資者には転化しえなかったであろう種類の貨幣所有者、その転化形態である。したがって、その志向は、自己の

生活充足をこえた限りない利益の追求という域にまでは、とうてい達しない。彼らの志向は、もっぱら企業存在を所与のものとしてその資本運動に外部から便乗し、利子以上の利益分配にあずかること、あるいは、株式そのものがその表象する額（単位額）とは別に流通市場において付与される価格（株価）の変動に乗じて、持分の譲渡益を稼ぐこと、これだけである。それゆえ、企業における彼らの姿勢は、あくまでも受動的である。……

こうして、中小株主は、企業における実質的な力関係においては、専門経営者に対して受動的主体として存在する。もとより、一株式一支配権の原則は、実質的に彼らを専門経営者に対して受動的たらしめるのであるが、しかしそれ以前に中小株主自身の主体性の問題として、彼らみずからが、自己の存在の受動性に甘んじうるのである。だが、もとよりその場合、彼らはあくまでも、専門経営者に対して受動的『主体』として、つまり受動的ではあるが自律的な主体として存在している。それは、中小株主が専門経営者の経営方針に——本質的には、支配出資者の支配方針に、ということになるが——不満を感じるにいたる場合には、彼らは、支配権の形式的行使による意思表示に代えて、持分譲渡という形で対応することの自由を保証されているからにはほかならない。逆にいえば、まさに持分譲渡を武器として、中小株主は、みずから支配権の行使の実質的放棄に甘んじるのである。」（金融、52頁—53頁）

以上において、われわれは、大株主と中小株主の異質性に関する小松の見解を明らかにした。さて、「中小株主は、持分譲渡の自由化の上に基礎をおく主体として、支配権の行使を実質的に放棄しているに等しい範疇的存在なのである」（金融、53頁）ので、したがって小松によれば、「彼らは、支配の統一への全出資者の参加のための客観的機構である株主総会に、少なくとも、その与えられた支配権（議決権）の行使を目的としては、参

加することがない（にもかかわらず、株主総会に積極的に出席する中小株主がいるとすれば、それは、もっぱら投資対象としての企業の経営情報の直接的入手を目的としての出席であるにすぎない）。」（金融、53頁）

ところで、小松によれば、「株式会社における出資の分散すなわち出資者数の増大は、もとより合資会社の延長として、持分出資者の導入を内容としている」（金融、53頁—54頁）ので、したがって、「——たしかに株式会社においては、もはや支配出資者と持分出資者とを識別する質的指標はなくなり、全出資者が株主という同一の形式の下に現われるにいたるとはいえ——そこに導入される、つまり出資の分散の対象となる株主は、内容的には、あくまでも持分出資者すなわち中小株主にほかならない。」（金融、54頁）しかもこの中小株主が、既述のように、支配権の行使をみずから実質的に放棄しているに等しい存在であるとするならば、このような中小株主の増大を内容とす株式会社の出資の分散は、小松によれば、実質的支配の所在を、ますますもって支配出資者の独占の下に集中せしめることになるのである。出資の分散が高度化すればするほど、株式全体に占める支配出資者の持株比率は当然のこととして低くなるのであるが、「一株式一支配権の原則は、形式においては全株主を包摂するものの、実効性の点では、株主総会に実際に参加する（ただし、出席のほかに代理人・委任状の使用をも含む）ごく限られた数の範囲内だけで、文字どおり『株主総会における一株式一議決権』として、作用することになる」（金融、55頁）ので、「実質的には、全支配権（全株式）の何分の一かに当たる、実際に株主総会に参加する数量の支配権（株式）の過半数、つまりは文字どおりの意味での株主総会における議決権そのものの過半数を、これだけを制することによって、支配出資者は、企業を無条件に支配することが可能となるのである。」（金融、55頁）したがって、「出資の分散の高度化によって支配出資者の持株比率が低下すること自体は、決して支配出資者が大

株主として現われるという形式をそこなうものではない。なぜならば、出資の分散の高度化は、同時に他方において、持分出資者の個々人の持株比率を、いまや無視しうるほどまでに低くするのであって、それにより支配出資者は、持分出資者にあい対する時、依然大株主として現われうるのである。支配出資者は、持株比率 50%以下であっても、相対的に大株主であることによって、依然支配を実質的に独占しうるのである。出資の分散は、かくて支配の所在を、株式全体から見ればその何分の一かに当たるにすぎない、ますます小さな一塊の部分に集中せしめる。すなわち出資の分散は、支配出資者への支配の『集中』をもたらすのである。」（金融、55 頁—56 頁）

以上が支配出資者への支配の集中に関する小松の所論である。この支配の集中に関して、小松は、さらにつぎのようにわれわれの注意を喚起している。「もとよりこの支配の集中は、決して出資の分散のたんなる偶然的結果ではない。むしろ、逆にこのような形で、つまり支配の集中という形で、出資の分散に対する支配の統一が必然的に確保されることになるからこそ、出資の分散は、その高度化を現実には許容されるのである。この意味では、むしろ出資の分散は、逆に、支配の統一が確保されていることの、あくまでも『結果』なのである。」（金融、56 頁）

（3）専門経営者による経営の代行

小松によれば、専門経営者による経営の代行の可能性は、つぎのように説明される。「株式会社においては、出資資本それ自体が信用基盤の母体として客観的に十分なものとなりうるため、支配出資者は、債務履行に関する無限責任の負担から解放される。そして、このことのゆえに支配出資者はもはや必ずしもみずからが直接に経営活動を担当する必要がなくなり、経営を『他人』に代行させることが可能となる。かかる『他人』すなわち

代行的経営者は、経営能力を具備していることのみをその必要条件とするのであって、それゆえ、われわれはその実体を『専門経営者』と呼ぶことができる。……支配出資者は、いまや専門経営者を介して自己の意思を経営活動に反映させることが可能となる。あるいは同じことであるが、専門経営者を介して支配を間接化することが可能となる。しかし、もとよりこの段階においては、支配出資者が経営活動を専門経営者に代行させることは、あくまでも可能性であって、実際に彼が、みずからが経営者であることを辞して経営を専門経営者に委託・依存するかどうかは、まったく彼の任意である。」（金融、47頁—48頁）

これに対して、専門経営者による経営の代行の必然性についての小松の説明は、つぎのとおりである。「株式会社における、その出資資本の無限の拡大可能性を基礎とした社会的規模における総資本の現実の拡大は、おのずから、これを企業に要求した生産力の社会的発展——具体的には機械化である——の企業における個別の実現に対応する、雇用労働者の質的多様化および数的増大を内包する。したがって、株式会社においては、組織の複雑化が不可避であり、これはまたおのずから経営活動の複雑化を必然ならしめる。この経営活動の複雑化が、実はとりもなおさず、経営の専門経営者への委託・依存・すなわち専門経営者による経営の代行を、現実におし進めることになるのである。そして、ここに企業に対する支配出資者の支配は、専門経営者を介して現実の間接化することになる。」（金融、48頁）

以上の小松の説明においては、専門経営者による経営の代行は、「支配出資者の支配の間接化」と同じこととして把握されているのであるが、これは、小松によれば、とりもなおさず、「支配出資者がそれまでとっていた——というより、債務履行に関しての無限責任の負担の下では必然的にとらざるをえなかった——支配者パターン、すなわちみずからが経営者で

あることを通じて企業を支配する『経営資本家』類型ないし『機能資本家』類型（あるいは同じことであるが、いわゆる『企業者』類型）の分解』（金融、48頁）を意味する。しかし、小松にしたがえば、「もとよりこの分解の内容的意味は、あくまでも支配出資者における支配への専念化であり、したがってまた、支配をなす出資者こそが資本家であるという、企業にとっての資本家の具体的概念規定に照すならば、それは客観的には、資本家の実体の純粋化の過程にほかならない。」（金融、48頁—49頁）

ところで、支配出資者における支配への専念化、したがって資本家の「支配者」としての純粋化は、同時に専門経営者による経営活動の代行をとまなうものであるので、「株式会社においては、資本家の支配出資者としての純粋化と対をなして、経営者の実体もまた純粋化する。すなわち経営者は、たとえまったくの非出資者ではないにしても、決してその出資を地位の基礎とするのではない、あくまでも経営能力の具備のみを基礎とする経営者として、つまりは専門経営者として典型化されるにいたる。」（金融、57頁）

以下、こうした専門経営者に関する小松自身の論述を取り上げる。「もとより専門経営者は、彼自身は決して大株主——支配出資者——ではないのであるから、資本家ではありえない。それどころか、支配者によって彼らの経営上の代行者として企業に雇用された存在であるという点に着目するならば、専門経営者は、むしろ労働者に共通する一面をさえている。支配出資者に対する被雇用性という点では、そのかぎりにおいてであるが、専門経営者は、まさに『経営労働者』として存在するのである。

だが、それだからといって、株式会社の経営は、専門経営者を迎えることの結果として、資本家的性格すなわち労働者に対立する性格を消滅せしめるにいたるのだと結論することは、もとよりできない。株式会社形態は、そもそも出資資本の拡大という企業それ自身の要請から導かれた、資本の

調達側面における制度的形態——最高形態——なのであり、したがって企業は、株式会社形態をとることによって、何らその資本主義的本質を変えるものではないのである。

事実、専門経営者は、たしかに支配出資者によって雇用された存在であるとはいえ、彼らはあくまでも支配出資者の経営上の『代行者』として雇用された存在であることを、われわれは忘れてはならない。かくて専門経営者が経営活動に反映させることになるその意思は、決して『経営労働者』としての意思なのではなく、あくまでも支配出資者の経営上の代行者としての意思であり、つまりは支配出資者の意思そのものに同じなのである。専門経営者は、あくまでも、支配出資者の意思をあたかもみずからの意思として経営活動に反映させることを、まさにその職業として雇用された存在なのである。」（金融、57頁—58頁）

「資本家に代わって、資本を機能させる行為という意味での資本機能を担うがゆえにこそ、彼は、被雇用者であるにもかかわらず、経営報酬ないしマルクスのいう企業者利得を、すなわち剰余価値の一部を、取得する契機を得ることになるのである。だからまた、彼は、雇用された存在であるというその形式においては、たしかに経営労働者として、労働者に共通する一面を持つとはいえ、剰余価値の取得者であるという点で、本質的に労働者とは——作業労働者とはもとより、たんなる管理労働者とも——対立するのである。」（金融、68頁）

このようにして、小松はつぎのような結論に到達する。「資本運動の意識的担い手、あるいは同じことであるが、経営（資本を機能させる行為という意味での資本機能）に自己の意思を反映させる主体は、あくまでも資本家すなわち支配出資者であり、専門経営者は、もっぱら代行的経営者として、とりもなおさず支配出資者の意思を経営活動に反映させるのである。したがってまた、自己の意思を経営活動に反映させうる資格・権利として

の『支配』、その実質は、つねに支配出資者に帰属している。支配の実質が、構造的に支配出資者を離脱し専門経営者の掌中に移行するという事態は、いかなる意味においてもありえない。」（金融，58頁）「いかなる場合にも，支配は構造的につねに支配出資者に帰属するのである。そしてまた，専門経営者は，どこまでも支配出資者の経営上の代行者なのである。」（金融，59頁）

（４） バーリとミーンズの「経営者支配」論批判

さてこのようにして，小松は，資本家支配論，「支配出資者」支配論を主張することになるのであるが，専門経営者を支配者とする「経営者支配論」がバーリとミーンズ（A. A. Berle and G. C. Means）によって展開されている。そこで小松はバーリとミーンズの経営者支配論を取り上げて，その批判的考察をこころみている。その際，小松の「支配」概念とバーリとミーンズの「支配」概念の相違も，小松自身によって指摘されている。そこで，以下，われわれは，小松によるバーリとミーンズの「経営者支配論」批判を取り上げることとする。

「バーリ＝ミーンズ（A. A. Berle and G. C. Means）は，専門経営者——より具体的には機関化した経営者としての取締役（会）——を任命する権限を，株式会社における『支配』の内容として規定し，かかる『支配』の所在が専門経営者自身の掌中に移りつつあることを実証して，『経営者支配』（専門経営者支配）の傾向的事実を指摘した。

『株式会社の諸活動に関する指揮は取締役会を通じて行なわれるから，實際上の目的にとっては，支配は，取締役会を選出する法律的権利を動員する——つまり直接に，あるいは何らかの法律的手段を通じて，議決権の過半数を「制する」——ことか，あるいは取締役会の選出を左右する圧力を働かすことかによって，取締役会（またはその構成員の過半数）を選出

する実際の権限を持つ個人または集団の掌中に、存するということができる⁽⁵⁾ (p. 66)』。『むしろ支配は、そこにおいて次期の取締役の選出がなされる委任投票委員会 (proxy committee)、これを選出する人々の掌中に帰属する傾向がある。委任投票委員会は現在の経営者によって任命されるのであるから、経営者は事実上、自分たちの後継者を指名することができる。所有権が十分に細分されている場合には、経営者は、たとえ所有権におけるその持分が取るに足らないものであっても、そのようにして自己存続体となることができるのである。この支配形態は、固有に「経営者支配」と呼ばれうる⁽⁶⁾ (p. 82)』。『……支配は、所有権からますます遠のき、ついには経営者自身の掌中に、自分たち自身の地位を永続ならしめうる経営者の掌中に帰属する傾向がある⁽⁷⁾ (p. 116)』。

たしかに、専門経営者の後任人事が、専門経営者自身の手によってなされるという傾向的事実のあることについては、われわれも、これを積極的に肯定する。だが、だからといって、専門経営者みずからが自己の後継者を決定することは、それ自体として、少しも支配出資者の支配に対立することがらではないのである。それは、むしろ支配出資者による専門経営者の任命を、専門経営者自身が代行している事態にはほかならない。けだし支配出資者は、大株主として、株主総会に参加する（もとより出席のほかに代理人・委任状の使用をも含む）数量の支配権（株式）の過半数を制している。それゆえ、専門経営者が、独自に『委任投票委員会』制度を通じて自己存続体となりえ、かつ、これによってみずからを上位者として現わしうるのは、もっぱら中小株主に対する関係においてであるにすぎない。……中略……

かくて、専門経営者が大株主に対する関係においてみずからを自己存続体として現わすとすれば、それは、とりもおさず彼らが後任人事の決定を支配出資者によって積極的に委任されているからにほかならない。それ

は、支配出資者による専門経営者の任命を専門経営者自身が代行しているという事態以外の何ものでもないのである。それゆえ、支配概念をバーリ＝ミーンズ流に、経営者の任命権というように解する場合にも、『支配』はやはり究極において支配出資者に帰属していると、いわなければならないのである。もっとも、経営者の後任人事の決定——バーリ＝ミーンズの実質的に意味する『支配』——は、実のところ『支配』ではなく、『経営』に内包されることがらにほかならない。ただし、もとより経営に内包される人事権は、あくまでも『後任』人事についての決定権のみである。支配出資者が、専門経営者に対する『解任権』をまさに支配——自己の意思を経営に反映させうる活動——の根拠として、これをつねに保持していることは、いうまでもない。それゆえ、専門経営者が後任人事の決定を代行するという場合にも、それは決して支配の代行を意味しない。専門経営者は、決して支配それ自体を代行しうる訳ではないのである。代行しうる職能は、あくまでも経営のみであり、後任人事——バーリ＝ミーンズのいう『支配』——もまさに『経営』に内包されるところとして、専門経営者による代行の対象となるのである。そして、支配は、経営に自己の意思を反映させうる活動を意味する、まさに経営の上位概念として、その実質は、構造的につねに支配出資者の掌中に所在するのである。」（金融、59頁—61頁）

以上の小松の所論に関して、ここでわれわれが注意を払わなければならない事項は、原型としての株式会社においては、(1) 実際に株主総会に参加する数量の支配権（株式）の過半数を制する支配出資者が企業の支配者であること、(2) 専門経営者による経営の代行が可能となると同時に必然となり、従来経営活動をも自ら担当していた「経営資本家」ないし「機能資本家」としての支配出資者は、純粹に支配のみを行なう「純粹資本家」に転化すること、そして経営活動を代行する専門経営者が「純粹資本機能

者」として登場すること、(3) パーリとミーンズが「支配」として規定している「経営者の後任人事の決定」は、小松によれば「支配」ではなくて、あくまでも「経営」に内包されるものとして把握されていること、むしろ専門経営者に対する「解任権」こそが「支配」として考えられねばならないこと、なかんずく(4) 支配は、構造的につねに支配出資者の掌中に所在すること、これである。しかも原型としての株式会社においては、いまだ「大株主の機関化」現象は、考慮の外におかれていとするならば、支配出資者として登場するものは、個人大株主ということになる。しかもこの個人大株主の持株比率は、単独で株主総会参加株式の過半数を確保できるがゆえに、原型としての株式会社における支配出資者の支配を、小松は、「絶対的個人大株主の個別的支配」として特徴づけることとなる。

- (1) 企業形態の展開と株式会社の成立については、小松 章、株式会社金融の理論、第2章 企業形態の展開と株式会社の成立、および論文、現代巨大企業における支配の構図(1) 18頁—23頁を参照。
- (2) 小松 章、株式会社金融の理論、5頁—6頁を参照。
- (3) 小松 章(稿)、現代巨大企業における支配の構図(1) 18頁—23頁。
- (4) 小松 章、株式会社金融の理論、54頁を参照。
- (5), (6), (7) の頁数は、パーリとミーンズの著書、The Modern Corporation and Private Property (N. Y., 1932. Revised ed., 1967.) からの引用箇所の数を示している。

4 現代巨大株式会社企業における支配と経営 ——「相対的個人大株主層」による構造的支配——

本節におけるわれわれの課題は、現代巨大株式会社企業における支配と経営の特徴についての小松の見解を明らかにすることである。現代巨大株

式会社における支配を、原型としての株式会社における支配から区別する新しい事態として、小松は、(1) 大株主の機関化、(2) 株式の持合い、および(3) 相対的個人大株主層への専門経営者の流入、の三つを把握している。そこで本節においては、われわれは、まずこれらの三つの事態についての小松の見解を跡づけ、その後に(4) 現代巨大株式会社の支配主体が経営者に志向させている企業目的に関する小松の見解を跡づけることによって、現代巨大株式会社における企業支配の特質に関する小松の見解を明らかにしていくこととする。

(1) 大株主の機関化

現代の巨大事業会社の大株主についてみるならば、小松によれば、巨大金融機関、他の巨大事業会社、および生命保険相互会社といった「機関」が大株主として登場している。すなわち、「大株主の機関化」の現象が見出される。しかも小松によれば、「平均としてみた場合、まず巨大事業会社の支配構造の特徴を一言でいえば、形式として機関支配なканずく金融支配（金融機関による事業会社の支配——村田）の下にあるということである。」（企業、189頁）つぎに巨大金融機関そのもの、とくに巨大銀行そのものの支配構造についてみるならば、小松によれば、「金融支配の有力主体である巨大銀行の支配構造の特徴はといえば、形式として、一つには事業会社と株式持合いを通じて支配を交流させていること、二つには銀行自身もまた他の銀行を大株主として擁していること、さらに生命保険相互会社から一方的に支配を受ける関係に置かれていることの3点であろう。」（企業、189頁）

株式会社相互の間の株式持合いについては、つぎの項で取り上げるので、ここでは、(i) 事業会社における金融支配、すなわち大株主の金融機関化と、(ii) 生命保険相互会社による株式会社支配の二つに限定して、小松

の見解を明らかにすることとする。この作業をとおして、金融機関、とくに銀行と生命保険相互会社という機関大株主が、現代巨大株式会社の経営に送り込んでいる意思の内実に関する小松の見解をわれわれは知ることが可能となる。

(i) 巨大事業会社における「大株主の金融機関化」現象

小松によれば、「一般に、企業（工業企業）に対する金融機関の関係は、本来的にはいうまでもなく他人資本の提供者、すなわち債権者である。しかるに、企業が歴史的に株式会社形態の下に存立するにいたると、金融機関は企業に対して、本来は債権者であるべきみずからをさらに大株主としても立ち現わすようになる……。そして、ついには『機関大株主の出現』という、株式会社企業の『支配』の局面における新事態をそこに現出せしめるにいたる……。」（金融、209頁）それでは、一体、金融機関、なかんずく銀行が株式会社企業の株式を保有するにいたる必然性と可能性を、われわれはどのように理解すればよいのであろうか。

小松によれば、銀行に代表される金融機関がみずからを企業の大株主として立ち現わすにいたる必然性は、「企業における金融機関借入の量的増大およびその実質的長期化」を客観的契機とする。⁽¹⁾「なぜならば、銀行は、外延的にも内包的にも増大する自己の貸付資本の安全を、より一段と積極的に確保するために——もっぱらそのことのために——企業の経営に自己の意思を反映させうる最小限の支配を確保することの必要性を、感じるにいたるからである。そしてまた逆に、出資に基づく支配を確保しうることによって、銀行は貸付のいっそうの増大といっそうの長期化とを安心してなしうることになる。それゆえ、株式会社企業への銀行の出資は、貸付の量的増大および長期化の『結果』であると同時にまたその『原因』なのでもある。」（金融、216頁）ここで小松によって強調されているのは、「銀

行が貸付先企業の経営に関心を抱くのは、あくまでも債権者として貸付資本そのものの安全を志向するからである」ということである。「銀行の企業支配は、決して支配のための支配ではなく、あくまでも貸付資本の安全をはかるための支配にほかならない。」(金融, 222 頁—223 頁) すなわち、「銀行は、本来的には『債権者』であり、債権者としての利益の見地から貸付先企業に対して手段的に『大株主』としてみずからを立ち現わすにすぎないのである。」(金融, 225 頁)

それでは、「金融機関からの借入額そのものが絶対的に増大する」とともに、「巨額化する金融機関借入のますます大きな部分が長期化する」理由は、何なのであろうか。こうした理由として、小松によって挙げられているのは、第 1 に、企業が、「他人資本のテコ作用」の効果を志向してたえず他人資本を拡大するからであり、第 2 に巨額化する金融機関借入のそのますます大きな部分が、企業における生産の機械化に伴って固定資産に充当されるためである。⁽²⁾

さて、それでは、銀行が貸付先の企業に対して同時に出資者となるという事態は、何故に、企業が株式会社形態をとるにいたって初めて歴史的に可能となるのであろうか。この問いに対する小松の解答を示すならば、つぎのとおりである。「企業が株式会社に先行する企業形態の段階にある時には、出資者は自己の出資持分の自由回収をはかることができない。ひとたび出資すれば、出資持分は、企業の存続するかぎり原則的に当該企業に拘束されることになる。けだし、かかる事情こそは、銀行が株式会社形態以前の企業に対しては、その資本を出資という形で提供することができない根本的理由なのである。しかるに、株式会社形態の下では、制度的に出資者はその出資持分(出資貨幣)を、必要な場合にはいつでも株式の譲渡によって実質的に回収することが可能となる。株式会社企業においては出資者は事実上、自由に自己の出資持分の回収をはかることができる。そし

て、この回収可能性のゆえにこそ、まさに銀行は『株式会社』企業に対してはみずからを出資者としても立ち現わすことが可能となるのである。けれど、株式会社企業に対しては、銀行はあたかも貸付のごとくに出資を行なうことが可能となるからである。」（金融、215 頁）

以上が、銀行が株式会社企業に対して「出資」をなすことの必然性と可能性についての小松の説明である。

ところで、「出資の分散により低下する支配出資者の持株比率は、持分出資者の持株比率に比する時、依然として圧倒的に巨大であり、支配出資者を相対的に大株主として現象せしめる。」（金融、218 頁）だが小松によれば、「支配出資者における持株比率の絶対的低下は、たしかに持分出資者に対しては依然、乗り越えることのできない防護壁をそこに内包しているのではあるが、しかし他の支配出資者——同企業における他の支配出資者、あるいは他企業の支配出資者——による乗取りに対しては、防備を稀薄化する恐れを持つものである」（金融、218 頁）ことは、注意されねばならない。その際、「他の（個人としての——村田）支配出資者の乗取りに対しては支配出資者は依然対等に対抗することができるであろう。なぜならば、他の支配出資者も個人としては究極において私的所有の限界を有しているからであり、少なくとも個人対個人の戦いである点において双方の立場は対等だからである。」（金融、218 頁）ところが、『他の支配出資者』が個人としての貨幣所有者でなく、銀行すなわち金融機関である場合には、当該企業の支配出資者（産業資本家）はもはや対等に対抗することはできない。なぜならば、一般に金融機関は決して私的所有の限界を有さないからである。したがって、銀行が貸付先企業の支配を欲する時、当該企業の支配出資者は、銀行による自社の『支配』への割込みを認容せざるをえないのである。」（金融、218—219 頁）

さて、このようにして「銀行は、支配出資者が持分出資者に対して、あ

るいはまた他の個人としての支配出資者に対しては強固に防護壁を築いているその独占的支配の中に、容易に割込むことができる」(金融, 220 頁)とき、つぎに問題となるのは、小松によれば、「企業の経営をめぐる支配出資者(産業資本家)の利害と銀行の利害との異同」である。⁽³⁾この問題について、小松が注目するのは、つぎの事態である。「銀行は決してただ一つの企業にのみ貸付をなしている訳でない……。つまり、銀行は数多くの企業に貸付を分散させているのであり、したがって銀行は諸企業に貸付けた自己の貸付資本『全体』の安全をはからうとするのである。したがってまた、銀行は、貸付先の諸企業が相互に競争し合ったり、あるいは一方が他方の犠牲において利得するような事態を決して好まないのである。」(金融, 221 頁)こうした事態は、企業の経営をめぐる、支配出資者の利害と銀行の利害とがくい違う可能性があること、すなわち、企業が常態にある場合にも、したがってまた企業が財務的困難に陥る可能性のまったくない場合にも、「銀行は、自己の貸付資本全体の安全を確保すべく、貸付先諸企業の調和ある利益増大を志向して、個々の企業の経営を『指導』すなわち支配することになる」(金融, 222 頁)ことを意味する。

以上からわれわれが知りうることは、銀行が貸付先企業に大株主として送り込む意思の内実は、「自己の貸付資本全体の安全」の確保、これである。

(ii) 現代巨大株式会社の大株主としての生命保険相互会社

小松によれば、「相互会社においては一出資者一支配権の原則は事実上機能しえず、実質的な支配権は、少なくとも社員総代会と経営者(取締役)との二者間関係においてみるかぎり、経営者の側に帰属するといわざるをえない」(企業, 184 頁)。すなわち、「支配機関としての社員総代会が形式にすぎず、経営者によってあらかじめ決定された経営方針を追認す

るだけに終わってしまっている。」（企業、184頁）また「相互会社においても形式上は社員総代会において経営機関としての取締役が選出される関係にある。……しかしながら……後任人事はあらかじめ取締役によってとのえられ、社員総代会はそれを追認する関係に立っている。」（企業、180頁）

ところで、小松によれば、「相互会社の経営者の背後には、少なくとも株式会社の大株主に相当するような主体が存在しない」（企業、184頁）から、このかぎりでは、「相互会社の経営者は出資者から完全に解放された存在であるかのごとくである」が、しかし、「本質的には、生命保険相互会社の自己資本が社会的規模の多数の出資者（保険契約者）になお『私的』に帰属する」（企業、185頁）ので、相互会社の経営者は、出資者から完全には解放されえないことが、見落されてはならない。「一般に、資本の運用は、当該資本が私的出資になるものである以上、おのずから出資者の私的利益のために行なわれざるをえないという構造的規定を受けるのである。生命保険相互会社の経営者は保険資本の機能者として、まさにこの構造的規定に拘束されるのであり、この意味でまた出資者の『構造的』支配の下にあるのである。」（企業、185頁―186頁）

このようにして、生命保険相互会社が機関大株主として巨大株式会社の経営に送り込む意思は、決して経営者の自由かつ自律的な意思ではありえず、「生命保険相互会社の出資者の私的^私利益を^私構造的に代表する意思」であるとする結論を小松は導き出す。

ただし、こうした結論について、小松は、いくつかの留保事項をつけている。その第1点は、「生命保険相互会社が巨大株式会社に対して一方的に支配する関係に立つといっても、……それは決して単独支配の関係ではない」（企業、176頁）ことである。このことに小松が留意するのは、「生命保険相互会社から送られる意思がどのようなものであれ、それがただち

に巨大株式会社の経営を全面的に規定するものではありえない」(企業, 176 頁) からである。

第2の留保事項は、「巨大企業は生命保険相互会社に対しては、生命保険契約という保険取引面においては大口保険契約者として生命保険相互会社を牽制しうる関係にあり、したがって制度上の一方的支配関係は、現実にはかなりのところ解消されているとみななければならない」(企業, 211 頁) ことである。

第3の留保事項は、「生命保険相互会社の経営者は、本質的には保険資本の私的性格に規定されて、資本機能においても出資者の利益を代表せざるをえない」(186 頁) のであるが、この場合、「保険資本の『私的』性格とは、……『個人的』という意味では決してない」(企業, 186 頁—187 頁) ことである。すなわち、小松によれば、「経営者が出資者に従属するのは、あるいは出資者のために経営を代行するのは、決して個人的関係においてではなく、あくまでも構造的な関係においてである」(企業, 187 頁)。このことに小松が注意を喚起するのは、「そのかぎりにおいて、生命保険相互会社の経営者は出資者による支配から相対的に独立し、逆に出資者に対立する一面を持つにいたる」(企業, 187 頁) からである。すなわち、「経営者は、出資者の『構造的』利益のために剰余金の内部留保すなわち資本の蓄積を推進するのであるが、反面、これは剰余金の配当を通じて保険料負担の実質引下げを望む個々の出資者の個別的利益に逆行することになるのである。」(企業, 187 頁)

この第3の留保事項との関連で銘記されねばならないのは、「相互会社はその資本の私的性格に規定されて、収益力目的への契機をすでに自己自身の内部に有している」(企業, 186 頁) ことである。すなわち、「建前はともかくとして、出資が——個人的ではなく集合的であるにしても——『私的』である以上、資本の運用つまりは企業経営そのものが、出資者の

利益を志向して収益力目的の上に立たざるをえないことは、必然である。はたして相互会社といえども、企業としてのその行動様式は株式会社のそれと変わらないものとなる。生命保険相互会社に流入する資本のほとんどは、『貸付』および『有価証券投資』として運用されるのであるが……，そこでは生命保険相互会社は、基本的に利子付資本の運動の担い手としてあらわれるのであり、またそれによって得られる利益（剰余金）の内部留保を志向することも、株式会社の場合と変わらない。」（企業、186 頁）これを要するに、「生命保険相互会社の支配の本質はといえば、結局、出資者による『構造的』支配、まさにこれである。それゆえ、生命保険相互会社の経営に反映される意思は、もとより直接には経営者の意思以外の何ものでもないのであるが、しかしまたそれは究極的・本質的には出資者の利益を構造的に代表する意思以外の何ものでもないのである。」（企業、187 頁）そして「生命保険相互会社による巨大株式会社の支配の内容、より具体的には生命保険相互会社から巨大株式会社の経営に対して送られる意思が……ここに、われわれは、……生命保険相互会社の出資者の私的利益を構造的に代表する意思であることを知るのである。」（企業、188 頁）

以上において、われわれは、巨大事業会社に対して、巨大銀行から送り込まれる意思、さらに巨大銀行を含む巨大株式会社に対して生命保険相互会社から送り込まれる意思についての小松の見解を明らかにした。そこで項を改めて、株式会社企業どうしの株式持合いの意味およびその本質に関する小松の見解を取り上げることとする。

（2） 巨大株式会社相互の間の株式持合い

現代巨大株式会社の支配局面における第二の新事態である「株式持合い」現象についての小松の研究には、既述の大株主の金融機関化の帰結と

して発現をみることになる「企業集団」ないし「金融寡頭制」の中で展開される株式持合いを対象とするものと、株式会社一般の間の株式持合いの意味と本質の解明を課題とするものとの二つがある。そこで、われわれも、はじめに (i) 企業集団ないし金融寡頭制の中で発現をみる株式持合いに関する所論を取り上げ、その後に (ii) 株式持合いそのものの意味と本質に関する小松の主張を取り上げることとする。

(i) 企業集団ないし金融寡頭制と株式持合い

われわれは、すでに、「銀行は、自己の貸付資本全体の安全を確保すべく、貸付先諸企業の調和ある利益増大を志向して、個々の企業の経営を『指導』すなわち支配することになる」(金融、222頁)ことを知ったのであるが、こうした企業の努力は、やがて「企業集団」、あるいは「金融寡頭制」とよばれる新しい事態をつくり出すこととなる。すなわち、「貸付先諸企業の調和ある利益増大を志向する銀行は、たんに(自己の貸付先——村田)諸企業相互間の競争回避を指導するのみならず、仕入れ・販売面での結びつきの強化をも指導するにいたる。」(金融、227頁)その結果、小松によれば、「銀行の主導の下に、支配下の企業の独占化が進むことになる。」(金融、227頁)しかもこうした銀行による企業の指導(支配)は、終局的には、「企業集団」とか「金融寡頭制」とか呼ばれる体制を結果として招来せしめることにもなる。この点についての小松の説明は、つぎのとおりである。

「……企業自身にとっても、協定による独占化は利益増大のためのより安易な方法であるから、企業は銀行の指導内容をすすんで受け入れることになる。そして、ついには企業どうしものが相互の結束をはかるために株式を持合うようになるのである。こうして、ここに銀行の主導(支配)の下に、株式を相互に所有する企業の集団が形成されることになる。

逆に、産業全体として見るならば、諸企業はいくつかの銀行を主導者とするグループに分割されることになる。しかも、一方では銀行どうしものが独占を志向して結びつき、結束した銀行は、銀行レベルで相互に株式を持合うにいたるのである。当該の銀行の支配の下にある企業（工業企業）集団もまた重なり合っていくであろう。こうして、ついには工業界そのものが、競争場裡に残る比較的少数の巨大な銀行あるいは銀行集団によって支配されるようになる。これが、金融寡頭制と呼ばれる体制にほかならない。」（金融、227頁）

さて、小松によれば、金融寡頭制の下においては、「企業の大株主の機関化」という現象が進展をみることも見落されてはならない。すなわち、「金融寡頭制の下で企業は、垂直的には独占体の中核をなす金融機関を自社の大株主として迎え入れ、また水平的には独占体を構成する他の諸企業と株式を相互に所有し合う。それゆえ金融寡頭制の下では、社会的・全体的に見る時、企業の大株主は企業それ自体なかんずく金融機関であるという現象——『大株主の機関化』現象——が現出する。」（金融、235頁）

こうした大株主の機関化現象は、金融寡頭制の下での株式会社企業の支配に関する新種の専門経営者支配論を生起せしめることになる。小松は、この主張をつぎのような三段論法にまとめている。「『現代企業』においては、大株主は金融機関をも含めた企業一般と化している。つまり機関と化している。機関の意思を代表するものは専門経営者である。したがって、企業はいまや、自社のみならず他者の専門経営者をも含めてとにかく構造的には専門経営者によって支配される。」（金融、228頁）

こうした専門経営者支配論に対して、小松は、つぎの3点から批判を行っている。その第1点は、「『金融支配』は、旧来の支配出資者による支配の実質的独占への銀行（金融機関）による割込みを意味するのであって、旧来の支配出資者の支配者としての存在ないし残留を否定するものでは決

してない」(金融, 229 頁) ことである。「そもそも銀行が企業の支配の局面に進出する必然性は、企業の経営をめぐる銀行の利害が個人としての支配出資者の利害と必ずしも一致するものでないところに起因する。しかし、もとより銀行の利害は、支配出資者の利害と決して全面的に矛盾する訳ではない。したがって、銀行は、利害を異にするかぎりにおいて、支配に関して支配出資者よりも優位に立つことを志向するのであり、逆に銀行が支配出資者の意思を牽制し、あるいは排除しようとするのは、まさにただ利害を異にする局面において、あくまでもそのかぎりにおいてなのである。したがって、銀行は支配出資者を支配の座から全面的に駆逐しなければならない積極的理由を何ら有するものではないのである。」(金融, 229 頁)

小松の第2の批判点は、金融寡頭制の下で銀行によって支配される工業企業どうしの株式の相互所有に関して、「工業企業に対して工業企業がみずからを大株主として立ち現わす事態も、また決して受け入れ側企業の産業資本家の存在を否定するものではない」(金融, 231 頁—232 頁) ことである。その理由について小松の述べるところは、つぎのとおりである。「けだし、少なくとも金融機関によって支配された関係にある企業どうしの株式持合いは、『結束』のための相互所有であり、したがって乗取りを志向した支配のための一方的所有とはまったく異なって、相手方企業の支配出資者を支配の座から駆逐しなければならない積極的理由をまったく有さないからである。しかも、銀行が本来的には債権者としての立場から工業企業の支配に介入するのと異なり、工業企業は純然たる株主として介入するため、その利害は——少なくとも、企業どうしが取引の部面で競争し合う事態を、独占によって回避しうるかぎり——相手方企業の支配出資者の利害と一致することになる。したがって、工業企業は大株主としては出資先企業の個人大株主と、銀行が彼らと共存しうる以上に十分共存しうることになる。」(金融, 232 頁)

小松の第3の批判点は、「金融機関をも含めて一般に企業が機関大株主として出資先の企業に送り込むその意思は、つねに当該企業自身の支配出資者の意思である」（金融、234頁）ことである。この場合に、小松は、利子付資本家も自己の金融機関そのものにおいては支配出資者として存在していることに、注意を喚起している。小松によれば、「企業が一方において他の諸企業なканずく金融機関を自社の大株主として持つということは、金融機関をも含めて当該他の諸企業の支配出資者——利子付資本家および産業資本家——の意思を受けいれることを意味し、また企業が他方において自社を他の諸企業の大株主として現わすとすれば、それは自社の支配出資者の意思を当該他の諸企業にまで及ぼすということの意味するのである。」（金融、234頁）

これを要するに、工業企業が、金融機関を、そしてまた当該金融機関の支配下に自社とともにおかれた他の工業企業を、自社の大株主として迎え入れる事態、すなわち「金融支配」ならびにその必然的帰結としての「企業どうしの株式の持合い」、したがってまた「機関大株主の出現」は、「支配出資者の支配の交錯」——個別企業の枠をこえた交錯——を意味しこそすれ、株式会社の支配が構造的につねに支配出資者に帰属するという事実を何ら否定するものではない、とするのが小松の主張である。

以上において、企業集団、あるいは金融寡頭制とかかわる株式持合いに関する小松の見解を明らかにしたので、つぎに「株式持合い」そのものの意味と本質に関する小松の所論を取り上げることとする。

（ii）株式持合いの意味と本質

われわれは、まず、企業が他企業の株式をそもそも保有するにいたる動機についての小松の見解を取り上げることとする。「企業が他企業の株式

を保有するにいたる動機の一つは、金融的資産の運用手段としてである。この場合には、保有株式は文字どおり投資資産の一品目でしかなく、したがってそれはきわめて流動的な保有であるといわなければならない。加えて現今のわが国の場合、株式の配当利まわりは利子率をさえ下まわっているのであるから、企業のめざすところは配当の受取りというより日々の株価変動による売買差益（キャピタル・ゲイン）の取得であろう。したがって、投資としての株式保有はいっそう短期的・反復的とならざるをえないのである。

これに対し、企業が他企業の株式を保有するにいたるより大きな動機は、とりもなおさず支配権の掌握である。この場合の株式保有は、おのずから長期的・固定的である。そして逆にまた、長期にわたる固定的な株式保有は、原則的にすべて支配を目的とするものであるとみなされうであろう。ちなみに、この種の株式保有については、取引関係を強化し安定させるためであると語られることが余りにも多いが、真の目的はむしろ株式保有を通じて自社に有利なように取引を展開しようとするところにこそあるといふべきであろう。

—— 中 略 ——

いずれにしても、今日では企業による他企業の株式保有は、その多くが支配を目的とするものであるといつてよい。というのも、金融的資産の運用手段はきわめて多様化しており、しかもその中で株式投資の有利性は必ずしも目立って高くはないからである。いまや株式保有は、株式保有によってしか達せられない目的——『支配』——のためになされるにいたっているのである。」（企業、190 頁—191 頁）

ところで、小松によれば、「今日では、いずれの大企業もがそれぞれに、自社と何らかのかかわりを持つ、あるいはかかわりを持つことをめざす他

企業に対して、支配を志向し機関大株主として進出している結果、逆にまたいずれの大企業もが何らかの面でかわりを持つ他企業によって株式を大量に保有されているという事態の下にある。」（企業、191 頁）すなわち、株式会社企業どうしの株式持合いという事態が展開をみている。その際、この株式の持合い関係に関して、小松によれば、つぎの二つが区別される。その一つは、企業が株式市場で他企業の株式を独自の経営的意思にもとづいて取得し、結果として、いずれの大企業も、支配の側に立つと同時に被支配の側にも立つ場合である。この場合の株式持合い関係を、小松は「迂回的持合い」と称している。他の一つは、企業が、資本上の関係を強化する目的で、双方の合意の上に相互に株式を直接的に持合う場合である。この場合の株式持合いを、小松は「相互的持合い」と称している。「相互的持合い」は、「企業集団」に属する諸企業間の株式の持合いに典型的に見出されるものであって、「迂回的持合い」の中の特異な一構造として、これを小松は位置づけている。⁽⁴⁾この場合に「企業集団」として小松によって理解されているのは、「工業・商業・金融の諸分野にわたる諸大企業が、互いに協力し合うことによってそれぞれの属する業界での独占をめざそうとするものであり、そのために経営的意思を交換し、あるいは拘束し合う関係にある諸大企業のグループ」（企業、192 頁）である。「企業集団は、歴史的にはおおむね、戦前における財閥のいわば復活として戦後に形成されたものであるが、その意味は、解体された財閥の構成メンバーであった大企業が互いに再結合を志向したということであり、かつての財閥とは異なって諸企業を上から一方的に持株支配した財閥本社および財閥家族といった『支配の頂点』を有さず、横に協力し合う関係にあることが著しい特徴となっている。その場合、企業集団は、横の結束をはかるために、とりもおさず相互的株式持合いを行なうのであるが、そのほかに重役兼任、系列融資、集団内取引等の諸手段も利用されることになる。しかも企業集

団は、具体的に構成諸企業が互いに経営的意思を交換し、あるいは拘束し合う機関として、『社長会』という任意の、しかし企業集団にとっては公式化した会合を有するのである。」（企業、192 頁）

さて、小松によれば、企業集団に属する諸企業間の「相互的」株式持合いが、「機能分析」という見地からすれば、「迂回的」株式持合いに比して、企業間に共同的・協調的行動をとらせるという特殊性をもつことは否定されえないのであるが、しかし、「もとより、迂回的持合いであれ相互的持合いであれ、個別企業の構造分析という見地からすればいずれも機関大株主の出現——大株主の機関化現象——という問題であり、本質は同じである。」（企業、191 頁—192 頁）

そこで、小松は、構造分析の見地から企業における機関大株主の出現の意味を考察し、つぎのような見解に到達する。「機関大株主の出現はすぐれて現代の特徴であり、もともとは個人大株主が株式会社企業を支配していたことはいうまでもない。したがって、本来、ある企業＝A社が他企業＝B社の株式を大量に取得し、その大株主になるということは、A社の個人大株主がその支配をB社にも及ぼすということを意味している。機関大株主の出現は、基本的には、当該機関の個人大株主の支配が個別企業の枠をこえて『外延化』することにほかならない。この場合、逆にまた同時に、A社が自社株をB社によって大量に取得されB社を自社の大株主として迎え入れたとすれば、それはB社の個人大株主の支配がA社に及ぶということである。企業どうしの株式持合いは、個人大株主の支配が個別企業の枠をこえて外延的に『交錯』することにほかならない。」（企業、205 頁）

それでは、個人大株主の支配の外延化あるいは交錯は、そもそも何故に発現をみるのであろうか。小松によれば、「支配の外延化あるいは交錯は、もとより企業の本来的支配者である個人大株主の個人的欲望によるもので

はなく、あくまでも独占的競争に打ち勝つために現実資本そのものが必要とする展開である。したがって、それは個人大株主の個人的志向をこえて進む傾向を有する。たとえば、個人大株主が自社支配のみに甘んじる『慎重派』であったとしても、他社が自社に対して機関大株主として進出してくれば、彼もまたいやでも他社への進出を考えざるをえなくなるのである。こうして、支配の外延化は、あたかもそれ自体が法則であるかのように進行する。」（企業、206頁）

さて、個人大株主の支配の外延化の展開あるいは交錯の高度化の展開は、小松によれば、その結果として、「企業に対する個人大株主の個別的支配力の低下」をもたらすことになる。この点についての小松の見解を示すならば、つぎのとおりである。「個人大株主の支配の外延化の展開あるいは交錯の高度化によって、機関としての企業それ自体が大株主層の上位を占めるようになると、個人大株主の株主としての地位は相対的に後退させるをえなくなるのである。そして、ついには個人大株主は、もはや企業に対しそれぞれ単独ではその支配力を行使しえなくなるという事態に、結果するのである。すなわち、支配は、個人大株主の各人に帰属する形から、企業の株式持合いを通じて結ばれた個人大株主の全体に帰属する形へと、変化するにいたるのである。」（企業、206頁）

このようにして、小松は、「絶対的な個人大株主による個別的支配から、相対的な個人大株主『層』による構造的支配への転換、これこそが今日の『大株主の機関化』現象の内包する本質なのである。」（企業、206頁）とする結論を導き出すことになる。

さてこうした支配の転換は、専門経営者にとっては、どのような意味をもつことになるのであろうか。この点についての小松の見解は、つぎのと

おりである。「絶対的な個人大株主による個別的支配から相対的な個人大株主層による構造的支配へ」という転換は、裏面において、個々の個人大株主の支配からの専門経営者の解放を意味する。だが、専門経営者が解放されるのは、あくまでも個々の個人大株主の個別的支配からなのであって、究極において、支配は構造的に個人大株主『層』に帰属しているのである。したがって、現実に関大株主が出現し、それによって個人大株主の地位が相対的に後退したからといって、あるいは究極の支配主体を特定の個人大株主に見出すことがもはやできないからといって、そこからただちに出資に基づく支配を否定し、専門経営者支配の完成に導くことは、短絡的な論理であるといわなければならない。今日の専門経営者は、究極的支配主体としての個人大株主『層』の経営上の代行者として企業に雇用された存在なのである。だから、専門経営者が経営に反映させるその意思は、その実、彼ら自身の意思というよりは、個人大株主層の利益を代表する意思にほかならない。したがってまた、専門経営者が会社を代表して他企業に及ぼす意思も、彼ら自身の意思というよりは個人大株主層のそれなのである。ただし、その場合、専門経営者が代表するのはあくまでも個人大株主層の『構造的』利益である。」（企業、206頁—207頁）

「大株主の機関化現象は、企業の『個人所有』を『機関所有』へと進化させるものではあるが、機関所有それ自体は、本質において、企業の『私的所有』を否定するものではない。実際、相対的個人大株主層が、もはや、互いにすんで一体的行動をとりうるような主体ではないにもかかわらず、なお専門経営者が本質的には資本の私的性格に規定されて相対的個人大株主層の構造的利益を志向せざるをえない理由は、そこにある。そして、私的所有という本質に則った多くの制度——利益分配の仕組、収益力を基準とする経営能力の評価、自身のうちに形成された営利的思考習慣、等——が専門経営者の行動を支配しているかぎり、相対的個人大株主層は、制度

上なお資本の『意識的』担い手としての地位にあるのである。」（企業、214 頁）

企業の支配形態の変更と、その下での専門経営者については、小松は、別の論稿において、つぎのような論述も行なっている。

「……企業の巨大化に伴う株式の分散によって、『個々の株主達』は支配力を喪失する。やや図式的にいうならば、一方で機関株主（非個人株主——したがって機関投資家のほかに事業株主をも含む）の台頭によって個人大株主の地位が相対的に低下する。他方、機関株主それ自体の分散により、個々の機関株主の持株比率も低下する。もとより、実際にはこの両過程が重なり合いつつ同時進行する形で、結局、個人・機関を問わず、いかなる特定の大株主といえども、単独で企業を支配することが不可能となる。そのかぎりでは、『個々の株主達』は支配力を喪失する。しかしながら、このことの意味は、大株主が絶対的存在から相対的存在へと変化したということであって、大株主が支配力を喪失したということでもなければ、まして大株主が消滅したということでもない。つまり、大株主が絶対的な規模（持株比率）で存在した段階では、企業の支配は、まぎれもなく当該の特定大株主に帰属した。これに対し、特定の絶対的大株主が消え大株主が相対化した段階では、相対的大株主の全体に、換言すれば構造としての相対的大株主『層』に帰属するのである。だから、個々の大株主から失われた力がどこへ行くのかというのであれば、それは構造としての大株主へ、ということになる。より端的に言えば、絶対的大株主による企業の個別的支配から、相対的大株主層による企業の構造的支配への移行——これこそが事態の本質にほかなるまい。

ところで、こうして導かれた事態の下では、もはやいかなる特定の大株主も単独で支配力を行使することはできないのであるから、経営者（専門経営者）は、いかなる特定の大株主の個別的支配からも解放される。相対

の大株主層は構造としてのみ企業の支配主体として君臨するにすぎない。このかぎり、専門経営者支配が、現象として完成する。それゆえ、専門経営者支配の現象的完成は、支配主体が株主（絶対的大株主）から『会社それ自体』という非人間的メカニズムへと移行したことの帰結と考えられるべきものではなく、支配主体としての大株主そのものの構造化——絶対的大株主から相対的大株主層へという大株主実体の変化——の帰結として考えられるべきものである。はたして、それだからこそまた、専門経営者はいぜんとして、企業が絶対的大株主の支配下にあった段階と何らの断絶もなく、資本所有に規定された営利目的を、経営の至上命令として掲げざるをえないのである。

—— 中 略 ——

なお、ここで私が『相対的大株主層による構造的支配』という場合の『相対的大株主層』の概念は、その構成員が一堂に会して合議により統一的意思を形成するがごとき『集団』を意味してはいない。それは、分散した個々の相対的大株主を構成員とする実体——つまり一つの『構造』である。このような『構造』それ自体を支配主体として認識することについては、おそらく異論があるであろう。しかし、特定の大株主の個別的支配から解放された専門経営者による経営が相対化された大株主層の構造的利益になお規定されているという意味では、支配主体を相対的大株主層に求めることが至当であろう。」（論文（2）、22 頁—23 頁）

こうした基本的認識の下に、小松は、株式持合い関係の見出される企業における支配者と専門経営者との関係について、さらに、つぎのような論述も展開している。

「わが国の株式持合いは、直接的には財閥に代わる企業集団の形成を志向して行なわれたものであり、これに資本自由化の際の外資による乗っ取

り防止のためという二次目的が加わって本格化したものである。つまり、それは、従来、企業に対して個別的支配力をもっていた個人大株主たちがその支配を互いに絡ませるためのものであり、彼らは特定企業に対する個別的支配力を失うことに代えて、構造的支配力という形で支配力を保持することに成功しえたのである。それゆえ、企業どうしの株式持合いは、本来、個人大株主の支配が個別企業の枠をこえて外延的に『交錯』している状態にほかならず、いうならば、まさに『支配の構造化』の特殊日本の形態なのである。もとより、この過程で、個人大株主たちは企業に対する個別（的——村田）支配力を喪失し『相対化』したのであり、逆に反面において、専門経営者は、いかなる特定の個人大株主の個別的支配からも解放され、いわゆる『（専門）経営者支配』として現象する独自の地位を獲得するにいたったのである。かくて、いまや巨大企業の経営者は、特定の個人大株主から何らの支配を受けることもなく、ただ株式持合いによって結ばれた個人大株主層の構造的利益に通じる資本蓄積をもっぱらめざして、その経営戦略を、社会的規模において展開するにいたっているのである。」（論文（3）93頁—94頁）

これを要するに、現代巨大株式会社企業が機関大株主としての他の株式会社企業から受けとる意思とはいえば、これは、直接的には大株主である当該機関の専門経営者の意思にほかならないのであるが、しかし、株式会社どうしは株式持合い関係にあり、しかもこの株式持合いの本質は、個人大株主の支配の外延的交錯以外の何ものでもないので、専門経営者の意思は、結局、株式持合いを通じて結ばれ、機関大株主の出現によって相対化された個人大株主の全体、すなわち相対的個人大株主層の構造的利益を代表する意思である、というのが小松の主張である。

(3) 相対的個人大株主層への専門経営者の流入

小松は、1979年時点における証券取引所第一部上場企業、とくに「資本金」別にみた一般事業会社上位100社、公益事業会社上位12社、および銀行上位12社に関する資料（『有価証券報告書総覧1980』、加田経済研究所編『会社系列を探る1980』、および東洋経済新報社編『企業系列総覧1980』）の分析に基づいて、経営者が「専門経営者」であることを確認した上で、この専門経営者が、同時に、集団として、相対的大株主でもあるという事実を指摘している。⁽⁶⁾

より具体的に、まず事業会社についてみるとするならば、そしてその場合に、経営者として「取締役」を考えるならば、一般企業上位93社の取締役の平均人数は25.7人、そして社内取締役の平均人数は24.9人である。⁽⁷⁾ 社内取締役の取締役就任直前ないし3年前までの所属身分は、93社合計の社内取締役2,322人のうち、2,112人(91.0%)が当該企業の従業員であって、したがって小松によれば「専門経営者」として位置づけられる。⁽⁸⁾ さらに経営者集団の持株状況をみるならば、各社の社内取締役合計の持株比率の平均は、加重平均で0.63%（5,316千株）であって、これは、93社各社の株主平均持株比率（加重平均）0.00134%（11,357株）の468倍である。⁽⁹⁾ さらに調査から読みとることができる傾向として、小松はつぎのことを指摘している。すなわち、「最大個人大株主が上位10位以内に君臨している場合には、専門経営者集団は支配に対して比較的控え目であり、与えられた代行的経営者としての存在に甘んじているが、最大個人大株主が10位から転落するあたりから彼らは個人大株主層に匹敵する規模の株式保有をめざすことによって支配志向をあらわにし始め、さらに最大個人大株主の地位が大きく後退するにいたると、彼らは個人大株主層に匹敵する規模の株式保有を通じてむしろ集団としては幻の最大『意思主体』株主と化するにいたる」（企業、164頁）という動態的傾向が、それである。

もっとも、小松によれば、「専門経営者集団がいかに幻の大株主になるうとも、以上はあくまでも意思主体となりうる株主の中での問題である」（企業、164 頁）のであり、「巨大事業会社が、形式として『機関支配』なかんずく『金融支配』下にあることは、余りにも歴然としている。」（企業、165 頁）

つぎに、上位 12 銀行の「経営者」についてみるならば、取締役の平均人数は 28.4 人、そして社内取締役の平均人数は 28.3 人である。社内取締役の取締役就任直前ないし 3 年前までの所属身分についてみるに、上位 12 銀行の合計で 339 人の社内取締役のうち、純然たる「専門経営者」として規定されうる当該銀行従業員出身者が 325 人（95.9%）と圧倒的多数を占めている。⁽¹¹⁾ 経営者集団の持株情況についてみるに、社内取締役合計持株比率の 12 社加重平均は 0.08%（1,250 千株）であり、株主の持株比率の 12 社加重平均 0.00389%（60,915 株）の 20.5 倍で、同一規模の事業企業 11 社の経営者集団の持株比率が 0.129%、株主一般平均持株比率（0.00119%）の 108.4 倍であるのと比較すると低い。⁽¹²⁾ この低さについての小松の説明は、つぎのとおりである。「銀行の場合には、株式が機関株主へ著しく集中している（機関株主の全株式に対する株式保有割合は 90.76%——村田）結果、相対的個人大株層の持株比率が低まり、したがって経営者集団は比較的低い持株比率で相対的個人大株主層の中に食い込むことが可能になっているのである。」（企業、175 頁）

これを要するに、小松によれば、「専門経営者集団の持株比率ならびに対『株主平均』倍率の低さそれ自体は銀行業固有の特徴であるにしても、経営者が相対的個人大株主層の中に食い込むことによって結局みずからを相対的個人大株主層の一員に転化させているという関係そのものは、銀行・一般企業を問わず同じであると考えられるのである。」（企業、175 頁—176 頁）

ただし、専門経営者集団がいかに相対的個人大株主層の一員に食い込もうとも、形式としてみるかぎり、彼らの上位には機関大株主が君臨している。しかも銀行の場合には、巨大事業会社と比べて、相対的個人大株主層の持株比率が小さいので、それだけ機関大株主の支配力は大きいこととなる。

さて、専門経営者は、小松によれば、本来的には、絶対的な個人大株主の経営上の代行者として、個人大株主との個人的関係において雇用されるにいたった存在であり、そのかぎりにおいて、範疇的には、彼らは、個人大株主に対しては、否株主一般に対してさえ、「非出資者」として特徴づけられる⁽¹³⁾。ところが、「もはや機関大株主に匹敵する規模の個人大株主を有しない種類の巨大企業……において、専門経営者から成る経営者集団が、意思主体となりうる株主の序列において第1位を占めるという調査事実は、専門経営者が実は『非出資者』であることに甘んじず、自社の株式所有にきわめて積極的であることを明瞭に示している。」（企業、207頁）このことを小松が重要視するのは、このことが、「専門経営者みずからが自社株所有を通じて相対的個人大株主層の有力な一員に転化している」（企業、211頁）こと、詳言すれば、「本来ならば、支配主体たる相対的個人大株主層の経営上の代行者であるべきだけの専門経営者が、みずから相対的個人大株主層の有力な一員に転化している」（企業、211頁）ことを示しており、しかもこれらは、さらに「専門経営者支配」が決してそのことばどおりの本来的な意味において成立しているのではないことを明示しているからである⁽¹⁴⁾。ただし、その際、専門経営者集団とて、相対的大株主である以上、とうてい単独で支配力を行使しうるものでないことはことわるまでもなく、彼らの支配は、あくまでも「相対的個人大株主層による構造的支配」という大枠の中で成立することを小松は改めて注意している⁽¹⁵⁾。

このような考えに立脚した上で、専門経営者支配論を批判して、小松は、つぎのような自説を展開している。「それゆえ、専門経営者による企業支配は、専門経営者支配論者が主張するような形で、すなわち機関大株主の出現による個人大株主および個人大株主の支配力の『消滅』という形で成立するのではなく、専門経営者が集団として最大(級)個人大株主に成り上がるという形で、つまりは経営に出資を結合させることによって成立しているのである。しかも、専門経営者支配は、決して専門経営者による単独支配を意味するのではなく、あくまでも相対的個人大株主層による構造的支配という大枠の中で成立するのである。したがって、専門経営者支配は、その実、株主としての支配であることを否定しえず、本質的には、そのことばが表現するような『非出資者』による支配という意味で成立しているのではない。それゆえ、そのことばが本来的に表現するものとしての専門経営者支配、すなわち専門経営者による、出資を基礎とすることのない支配という意味での専門経営者支配は、虚像であるといわなければならない。専門経営者支配は、相対的個人大株主層による構造的支配という大枠の中で相対的に成立しているにすぎないのである。そして、これが専門経営者支配の実像なのである。」(企業、209頁)

以上において、われわれは、大株主の機関化と機関大株主による株式持合いで特徴づけられる現代巨大株式会社企業における支配主体に関する小松の見解を明らかにした。これを要するに、「巨大企業は本質的に相対的個人大株主層——企業の株式持合いによって結ばれた相対的個人大株主の全体——の構造的支配の下にある」(企業、212頁)、「今日の専門経営者による企業経営は、相対的個人大株主層をその実体とする資本家の構造的利益を代表している」(企業、213頁)、「相対的個人大株主の構造の中味は流動的であり、専門経営者が株式所有を通じてここへ流入する」(企業、

213 頁)——これが小松の主張である。

(4) 相対的個人大株主層の構造的利益と制約要因

われわれは、前項までの考察によって、小松にあっては、現代巨大株式会社企業においては、相対的個人大株主層が究極的支配主体として「構造的支配」を行っていると言われていること、そして、専門経営者は、相対的個人大株主層の構造的利益を志向せざるをえない存在として位置づけられていることを知った。それでは、一体、支配主体としての相対的個人大株主層の構造的利益の具体的内容として、小松は、何を理解しているのだろうか。またこうした構造的利益と企業目的との関係は、小松においては、どのように考えられているのであろうか。さらに相対的個人大株主層以外の企業関係者の利害と企業目的との関係を、小松は、どのように考えているのであろうか。以下、こうした一連の問題を明らかにしていくこととする。

まず、相対的個人大株主層の構造的利益の具体的内容として、小松によって把握されているのは、自己資本・内部留保利益率、すなわち自己資本成長率の極大化である。このことは、小松のつぎの論述から明らかである。

「今日の専門経営者は、究極的支配主体としての個人大株主『層』の経営上の代行者として企業に雇用された存在なのである。だから、専門経営者が経営に反映させるその意思は、その実、彼ら自身の意思というよりは、個人大株主層の利益を代表する意思にほかならない。したがってまた、専門経営者が会社を代表して他企業に及ぼす意思も、彼ら自身の意思というよりは個人大株主層のそれなのである。ただし、その場合、専門経営者が代表するのはあくまでも個人大株主層の『構造的』利益である。したがって、その意思は具体的には、配当を費用視し利益の内部留保をますます志

向する——収益力目的＝自己資本成長率の極大化に徹した——意思をこそ、意味することになるのである。」（企業、206 頁—207 頁）

相対的個人大株主層の構造的利益の具体的内容が「自己資本成長率の極大化」であることについては、これをさらに、小松のつぎの論述からもわれわれは知ることができる。

「現代巨大株式会社においては、大株主はあくまでも相対的大株主という形で存在するのであり、したがって、いかなる個々の大株主といえども、その相対性のゆえに、会社に対する個別的支配力をもつものではない。しかし、その『全体』は、いぜんとして自己の意思を会社の経営に反映させる力を構造として保留しているのであり、だからこそまた現代巨大株式会社の経営はけっして『社会化』されたものとはなり切らず、支配主体たる相対的大株主層の構造的利益を代表する営利的経営とならざるをえないのである。この場合、相対的大株主層の構造的利益とは、利益の株主個々への還元としての配当に優先する、内部留保による資本の蓄積を意味する。」（論文（3）、89 頁）ここに「内部留保による資本の蓄積」の指標をなすものこそが、自己資本・留保利益率、すなわち自己資本成長率なのである。

ところで、これらの小松の論述においては、自己資本成長率の極大化は、現代巨大株式会社の支配主体としての相対的個人大株主層が、専門経営者に志向させる「構造的利益」の具体的内容として、小松によって提示されているのであるが、ここでわれわれが看過することが許されないのは、そもそも「自己資本成長率の極大化」は、小松においては、企業が企業であるかぎり、普遍的に、「企業目的の実体」をなすものとして位置づけられていることである。

「自己資本成長率の極大化」こそが、企業が企業であるかぎり普遍的に「企業目的の実体」をなし、したがってまた、経営者が普遍的に志向せざ

るをえない目的をなすと小松が主張する根拠は、つぎのとおりである。

「企業は、……資本主義的生産の営み手として、資本を歴史的に与えられた客観的な原理——個別資本の運動法則——に即して機能させるための経済機構である。その場合、企業資本の中核をなすものは、出資者からの調達資本、すなわち出資資本であり、出資資本はまさに企業そのものの存立基盤をなす。

しかし、もとより企業は、創業時においてでさえ、決してこの出資資本のみをもって総資本とするわけではない。企業は、この出資資本を信用基盤として、さらに借入資本を利用し総資本を拡充する。なぜならば、それによって、量的には総利益額の増大を、質的には他人資本のテコ作用による効果を、期待しうることになるからである。

こうして、企業は、まず出資資本と借入資本とを一体的に運用して総利益を生産しそこから所定の利子を費用控除して、残りを、さしあたり純利益として取得するわけである。

企業は、しかし純利益をさらに分配する。そして、その一部は企業内部に留保・蓄積される。留保利益がそれであることは、繰り返すまでもない。この留保利益は、拡大再生産のための追加資本として、出資資本に合体される。そして、出資資本とこれに合体される留保利益とは、究極的には出資者の所有権に帰属するものとして、しかし企業が存続するかぎり企業自身に帰属するものとして、ともに自己資本を構成し、以後これが新たな信用基盤を形成する。ちなみに、これらが自己資本として認識される時、借入資本は他人資本としてあらわれることになる。

ところで、その場合、利益の内部留保は、一決算ごとになされるのであるから、反復的である。したがって、自己資本は、『出資資本』プラス『利益の累積』という形で、あるいは同じことであるが、『既存自己資本』プラス『新規留保利益』という形で増大し、自己資本の増大は、そのつど

さらに信用基盤の増大となって借入資本（他人資本）の追加的利用を可能ならしめ総資本の拡充に導く。以上の循環が、企業における総資本拡大の本来的・常軌的パターンにほかならない。

つまり、企業が一般に利益を志向するのは、これをまさに自己資本に合体し、それによってさらに、より大なる利益の獲得を志向するからにほかならない。それが、総資本の拡大の本来的・常軌的パターンとなってあらわれるわけである。かくて、ここに、自己資本の成長、すなわち『出資資本』プラス『利益の累積』という形での、あるいは同じことであるが『既存自己資本』プラス『新規留保利益』という形での自己資本の増大は、まさに企業の客観的・法則的な成長様式そのものに合致するものであることが、知られるであろう。換言すれば、自己資本成長率は、その意味するところからしてまた、『資本蓄積率』とも呼ばれうる内容のものにほかならず、この自己資本成長率の値を極大化することこそは、まさに企業が客観的・法則的に要請する、したがってまた経営者が最終的に志向せざるをえないところだ、ということである。」（企業、104頁—105頁）

このようにして、小松は、「自己資本成長率こそが、経営者が志向せざるをえない企業目的の実体をなしうるのだ」（企業、116頁）ということを確認するのであるが、その際、つぎの2点についてわれわれの注意を促している。第1点は、「われわれは、この留保利益がとりもおさず拡大再生産のための追加資本をなすものであるという意味において、この留保利益こそ、企業が真に目的とする利益であると、認めることができるのである」（企業、103頁）が、しかし、「それは、支配出資者（資本家）の立場を離れた観念的意味においてそうだというのでは決していない」（企業、103頁）ことである。「支配出資者は、たしかに生活する個々人としては、持分出資者と同様に配当の増大を望むものであるにちがいない。しかし、

支配出資者は、まさに支配出資者としては、消費原資としての配当の増大をよりも、資本の増大を、すなわちより大なる利益獲得のいっそうの可能性を、欲するであろう。生活（消費）のための投資ではなく利益のための投資を志向することこそ、まさに支配出資者の支配出資者たるゆえんにはかならないからである。」（企業、103 頁）したがってまた、「支配出資者（資本家）と企業との間には利害一体的な内的関係が存在する」（企業、102 頁）のである。

注意事項の第 2 点は、「企業の収益力目的の実体は競争場裡における自己資本成長率の極大化であるという事実は、企業が企業であるかぎり普遍ではあるけれども、企業がこの目的を達成する過程において受けとる制約要因は、企業制度の歴史において変化をみている」（企業、121 頁）ということである。小松によれば、とりわけ「社会的責任と呼ばれるものを、企業が課せられるにいたっている」ということの中に、「企業制度の今日の特質」があるといっても決して過言ではない。⁽¹⁶⁾しかし、小松によれば、企業の目的そのものと、制約要因とを混同することは許されない。すなわち、「企業にとって、いわゆる社会的責任の遂行はあくまでも今日的制約要因の一つであり、したがって、企業が現実⁽¹⁶⁾に社会的責任を遂行するにいたらざるをえなくなっているからといって、これを企業目的そのものと取りちがえることは許されない。」（企業、121 頁）

この点について、小松は、つぎのようにも論じている。「要するに、今日の専門経営者による企業経営は、相対的個人大株主層をその実体とする資本家の構造的利益を代表しているといえるのである。このようにいえば、あるいは今日の専門経営者は、資本家のみならずあらゆる利害関係者——たとえば労働者ないし労働組合、消費者、中小株主、債権者等——の利害調整役であり、この意味でむしろ社会的責任を果たすものであるという反論があるかもしれない。たしかに今日の企業経営が、これら利害関係者と

の良好な関係を抜きにして成功を望みえないことは事実である。しかし、われわれは、企業にとってこれらの利害関係者は、企業がその利益を本来的に代表すべき支配主体ではなく、考慮対象すなわち制約要因であるということに注意しなければならない。たとえば、今日の企業経営は労働者の賃金増大をないがしろにしては長期の成長を望みえないであろう。だが、だからといって、専門経営者は本来的に労働者の利益を代表すべき存在であるわけでは、決してない。労働者の利益は、他の利害関係者のそれについても同様であるが、企業にとっては制約要因としての関係にある。専門経営者は、経営者としてはいかに強大な権限を与えられようとも、いぜん本来的には資本家の利益を代表さざるをえない構造の中に組み込まれているのである。それは、あたかも封建制下において、殿様（領主）が無能であることによって家老が絶大な権力を持つにいたろうとも、しょせん家老は構造的に殿様あつての存在であるのと似ている。はたして、企業内部における生産関係の『現場』では、資本・賃労働関係が、いぜん有効に機能しているのである。」（企業、213頁—214頁）

これを要するに、（1）企業と支配出資者との間の利害一体的な内的関係を想定するとともに、この利害の実体としては、したがってまた企業の目的としては、自己資本成長率の極大化、すなわち自己資本・留保利益率の極大化を考え、さらに、（2）今日の巨大株式会社の支配主体としての支配出資者について、相対的個人大株主層を想定し、その利害の実体は、依然として自己資本成長率の極大化であり、したがって今日の巨大株式会社企業の目的も、依然として自己資本成長率の極大化であるが、しかし（3）今日の巨大株式会社がこうした目的を達成するにあたって考慮に入れなければならない制約要因については、歴史的変化が入りこんでいると解するのが、小松である。

- (1) 小松 章, 株式会社金融の理論, 213 頁を参照.
- (2) 小松 章, 株式会社金融の理論, 210 頁—211 頁を参照.
- (3) 小松 章, 株式会社金融の理論, 220 頁を参照.
- (4) 小松 章, 企業の論理, 191 頁—205 頁を参照.
- (5) 小松 章, 企業の論理, 205 頁を参照.
- (6) 小松 章, 企業の論理, 第 5 章 第 2 節および第 3 節を参照.
- (7) 小松 章, 企業の論理, 149 頁を参照.
- (8) 小松 章, 企業の論理, 152 頁, 表 5-8 を参照.
- (9) 小松 章, 企業の論理, 154 頁を参照.
- (10) 小松 章, 企業の論理, 171 頁を参照.
- (11) 小松 章, 企業の論理, 171 頁を参照.
- (12) 小松 章, 企業の論理, 172 頁—173 頁を参照.
- (13) 小松 章, 企業の論理, 207 頁を参照.
- (14) 小松 章, 企業の論理, 211 頁—212 頁を参照.
- (15) 小松 章, 企業の論理, 209 頁を参照.
- (16) 小松 章, 企業の論理, 121 頁を参照.

5 小松の企業支配論の問題点

前節までの考察において、われわれは、小松の企業支配論を理解することに努め、その結果 (1) 企業一般については「支配出資者」、原型としての株式会社企業については「絶対的個人大株主」、そして現代巨大株式会社企業については「相対的個人大株主層」が、「支配者」として把握されねばならない、(2)「専門経営者」については、これをどこまでも支配者の「経営代行者」として把握しなければならない、とするのが小松の企業支配論であることを明らかにした。「支配出資者」こそが「資本家」であり、かつ「支配者」である、すなわちこの意味での「出資者支配」、したがってまた「資本家支配」が、企業の本質的・普遍的・不変的特性であり、

この特性は、「企業形態」が歴史的にどのように変化しようとも不変であるとして、「非出資者」・「非資本家」としての経営者、すなわち「専門経営者」を支配者とする「経営者支配」論を拒否するところに、小松の企業支配論の特徴がある。他方で、現代巨大株式会社の企業支配に関しては、小松は、「相対的個人大株主層による構造的支配」を主張する一方で、「絶対的個人大株主による個別的支配」からの専門経営者の解放という新事態の発現を主張している。この新事態の発現に関する小松の主張は、今日展開されている「企業統治論」がそもそも展開される根源を考える際に見落されてはならない小松の企業支配論の特徴である。

さて、本節の課題は、こうした特徴をもつ小松の企業支配論に含まれている問題点、したがってまたいまだ必ずしも明らかにされてはいないと解される事項について、内在的に検討することである。

（１）個別資本と資本家

小松は、企業の究極の「支配主体」の座に、人間ならざるもの、非人間的メカニズム、例えば北原勇のいう「会社それ自体」を据える見解を、観念論の域を出るものではないとして拒否して、「主体はあくまでも『人間』（人間から成る構造）にこそ求められるべきである」（論文（3）、94頁）と主張している。そして「株式持合い」関係の本質を問う際に小松自身がとる立場について、「われわれ自身の立場とは、既成の公式論的理解に甘んじることなく、現実の巨大会社を支配している経済的範疇としての『人間主体』を具体的に解明しようとする立場である」（企業、189頁）と表明している。そして、企業一般については「支配出資者」、原型としての株式会社企業については「絶対的個人大株主」、さらに大株主の機関化現象と株式持合い関係が見出される現代巨大株式企業については構造としての「相対的個人大株主層」を、支配主体として、小松は指摘したのである。

このかぎりにおいて確かに経済的範疇としての人間主体（すなわち資本家）、あるいは人間（資本家）から成る構造が、小松にあっては、企業の支配主体の座に据えられている。

しかしながら、企業の本質を解明していく小松の作業部分においては、企業は、「個別資本」に置き換えられ、しかもこの個別資本そのものが、みずからの運動法則に即して機能するものとして想定されている。そのみではない。この個別資本は、小松にあっては、資本家に個別資本の運動法則に即して資本を機能させることを要請する主体として考えられている。しかもこのことが、このかぎりで「資本家はまさに資本の人格化された存在であり、資本家が資本に支配されている」（企業、48頁）ことを意味していることについては、小松もこれを認めている。これらのことは、「個別資本」という人間ならざるものが「支配主体」の座に据えられていることを示す。もっとも小松は、すぐ続けて、「この場合の『支配』とは資本による『規定』を内容的に意味している。法則そのものが資本家に意思を与えるわけではない。これに対し、資本家はまさに資本の動機を自己の意思として、資本そのものに生命を吹き込むのである」（企業、48頁）と述べて、注意を促している。この注意に従うならば、資本は資本家の「支配者」ではなくて、正しくは「規定者」として位置づけられるべきということになる。しかしこの場合でも、資本家という人間を、資本という「人間ならざるもの」が究極的に『規定』しており、かつこの「人間ならざるもの」である資本が『動機』をもつ主体として想定されていることには、変りはない。

（２） 企業の不変性（本質）と動態性（制度）

小松は、企業の本質を、「資本主義的生産の営み手」にもとめ、その上で、「資本家が生産手段の私的所有に基づいて労働者を雇用し自己の私的

利益のために生産をさせるという形の生産関係」，および自己資本成長率の極大化を実体とする収益力目的の追求については，これを，企業が「資本主義的生産の営み手」であるかぎり，不変の事態として把握している。

他方で小松は，企業の動態性，さらには企業の進化の事実を看過することがあってはならないとし，その根拠を，企業が「制度」であることにもとめている。しかも小松が「制度」として理解するものは，「社会が成立するためには，個人の集合の中に一定の秩序が必要である」（企業，6頁）が，この秩序を担うものであって，より具体的には，「諸個人が社会的行為を営む場合，彼らが則るべき社会的基準として機能する」（企業，6頁）もの，つまり「社会的に定型化された人間の行為基準」（企業，6頁）であった。しかも「制度」は，「社会構成員の共通的行为習慣の客体化した存在」であり，行為習慣が変化すれば進化するものである。そして小松にあっては，行為習慣を変化させ，したがって制度を進化させる外的強制力として，「生産力ないし生産技術」の⁽¹⁾ 不断の発展が指⁽¹⁾定されている。その上で，小松は，企業の動態性・企業制度の進化過程を⁽²⁾ 解明・分析しようとする理論は，「目的論的公式」に依拠する理論であってはず，「累積的因果関係」の観点から，「制度が導かれるにいたったその必然的な進化過程」を⁽²⁾ 跡づける制度の進化論でなければならないとしている。

こうした「累積的因果関係」の観点に立脚する時，（1）個別資本の運動法則に規定された資本蓄積，自己資本成長率の極大化を実体とする収益力目的の追求，資本主義的生産の営み手としての企業といった小松の企業本質論，（2）企業の支配主体は，資本の私的所有に規定されて，「構造的に」支配出資者であるとする小松の企業支配論，さらには（3）生産力ないし生産技術の不断の発展を原動力として指⁽¹⁾定する小松の社会体制変革論は，はたして小松の標榜する「進化論的科学」とは，どのようにして内容的に整合するのであろうか。

また小松の企業支配論、企業形態論、企業目的論において、「社会的に定型化された人間の行為基準」の具体的内容として、われわれは何を理解すればよいのであろうか。すなわち、小松の企業支配論によって明らかにされた、原型としての株式会社企業における絶対的個人の大株主による個別的支配から、現代巨大株式会社における相対的個人大株主層による構造的支配への企業支配の変更という事態の背後に、これを生成させた「社会的に定型化された人間の行為基準」の変化があったとするならば、それを、われわれは、どのように理解すればよいのであろうか。個人大株主が独占的競争に勝つために支配の外延化を試み、その結果として、大株主の機関化と株式持合いが生ずると小松は主張しているのであるが、「支配の外延化あるいは交錯」の中に、われわれはどのような「社会的に定型化された人間の行為基準」を見出せばよいのであろうか。

また、株式会社という企業形態に関して、小松は、「株式会社形態は、そもそも出資資本の拡大という企業それ自身の要請から導かれた、資本の調達側面における制度的形態——最高形態——なのであり、したがって企業は、株式会社形態をとることによって、何らその資本主義的本質を変えるものではないのである」（金融、57頁—58頁）と述べているのであるが、他方で小松は、現代巨大株式会社における、大株主の機関化現象が、企業の「個人所有」を「機関所有」へと進化させることに関連して、『機関所有』は、それ事態の進展が必然的帰結として私的所有の止揚に導くものではないにしても、企業が『資本家による個人所有』としての私的所有から解放されうることの可能性・方向性を論理的に示唆する点で歴史的に一定の意義を有しうるものであることを、われわれは見落としてはなるまい。すなわち、それはまさに、企業が資本家支配から解放されうるものであるということの認識契機を広く社会に提供するのである。」（企業、214頁）と述べている。企業の資本調達面・所有面での進化の事実の背後に、

「社会的に定型化された人間の行為基準」の面で、いかなる変化があったのであろうか。資本家支配にかわる非資本家支配の認識の可能性は、どのような「社会的に定型化された人間の行為基準」をつくり出すことになるのであろうか。そもそも、小松は、特定の社会体制の枠内での制度の進化と、制度の進化による社会体制の質的変革について、以下のように、主張しているのであるが、その具体的内容については、企業支配論の枠内では必ずしも明らかではない。

「もともと、制度は社会構造の秩序を担うものとして、それ自体は時の経過とともに固定化する性向を有しており、まさにそうであることによって社会構造を安定させる作用を営むのである。それゆえ、逆に制度が変化を示すとすれば、それはむしろ外的強制力によるのである。その外的強制力とは、生産力ないし生産技術の発展にほかならない。生産力の発展は不断である。発展した生産力の下では、旧来の生産力に対応して社会構造を秩序だてるものとしてあった制度は、特定の社会体制の内部においても不合理なものとして映じるにいたり、行為基準としての機能を果たしえなくなる。代わって諸個人間に生産力の発展に対応した新しい行為習慣が生まれ、非現実的となった古い制度は淘汰される。しかしながらまた、新しい行為習慣が制度化する頃には、生産力はよりいっそう発展しているであろうから、当該制度もまたいつか淘汰される運命にある。こうした諸制度の『進化』こそが、実は特定の社会体制内の社会事象の展開過程を具体的に形成するのである。そして、ついには体制の根幹をなす諸制度もが強制的に淘汰されるにいたる時、社会体制は質的変革を迎えることになるのである。」（企業、6頁—7頁）

小松は、企業目的論において、企業目的の不変性を一方で強調するとともに、他方では企業目的の達成にあたって考慮しなければならない制約要

因については歴史的変動性を指摘した上で、企業目的と制約要因とを混同することがあってはならないと主張している。とするならば、いかなる種類の規定要因を、どの程度に企業目的の達成のために考慮に含めるかが、現実には問題となり、ここに小松のいう「制度」の作用領域があるのではなかろうか。

(3) 「支配」と「経営」

小松は、「支配」を「資本家が個別資本運動を意識的に担う行為」、より具体的に「企業の『経営』に自己の意思を反映させうる規定的活動」として概念規定している。⁽³⁾ また「個別資本運動を意識的に担うという行為は、抽象としての『資本の動機』をみずからの意思として具現化するということである。」(企業, 57 頁)と述べている。さらに「経営」については、小松は、「ここに『経営』とは、個別資本が機能(現実運動)する過程を具体的に計画し・組織し・統制する能動的活動を意味し、それはまさに、個別資本を機能させるということと同義である。」(企業, 50 頁)としている。

その上で小松は、資本家は「経営」については、これを専門経営者に代行させることはできるが、「支配」を専門経営者に代行させることはできないとする。そして、株式会社企業において、はじめて専門経営者による経営の代行が可能となり、そして現実化するとし、この事象について、「ともあれ、支配出資者は、いまや専門経営者を介して自己の意思を経営活動に反映させることが可能となる。あるいは同じことであるが、専門経営者を介して支配を間接化することが可能となる。」(金融, 48 頁)とか、「企業に対する支配出資者の支配は、専門経営者を介して現実に間接化することになる。」(金融, 48 頁)と指摘している。そしてこの「支配出資者の支配の間接化」によって、支配者パターンが、みずから経営者である

ことを通じて支配する「経営資本家」類型ないし「機能資本家」類型から、「支配への専念化」で特徴づけられる「純粹資本家」類型へと変化すると小松は主張している⁽⁴⁾。

ここでわれわれにとって問題となるのは、小松が述べているように、「専門経営者は、決して支配それ自体を代行しうる訳ではない」（金融、61頁）とするならば、「経営の間接化」ということはありえても、すなわち支配者がみずから担当していた経営を専門経営者に代行させることはありえても、支配は常に支配者みずからこれを担当し、これに専念するので、このかぎりでは支配は常に直接支配しかありえず、したがって「支配の間接化」ということはありえないのではないかということである。

つぎに、専門経営者に経営を代行させて、支配出資者が専念することとなる「支配」として、具体的に、われわれはどのような行為を理解したらよいのであろうか。これについては、小松は、取締役の後任人事を「支配」として挙げるバーリとミーンズの考えを、これは代行可能であるので「経営」に含まれるとして否定して、むしろみずからは、取締役の解任を「支配」の中核を構成するものとしている。すなわち「支配出資者が、専門経営者に対する『解任権』をまさに支配——自己の意思を経営に反映させうる活動——の根拠として、これをつねに保持していることは、いうまでもない。」（金融 61 頁）と小松は主張している。他方で、小松は、「専門経営者は、あくまでも、支配出資者の意思をあたかもみずからの意思として経営活動に反映することを、まさにその職業として雇用された存在なのである」（金融、57 頁—58 頁）と述べている。このことは、雇用の安定・保障をもとめる専門経営者にとって「解雇・解任」が脅威となることを意味している。その際、解任をまねがれるためには、専門経営者は支配出資者の意思を経営活動に反映させねばならないのであるが、それではその意思の中味は何であろうか。それは、小松によれば、抽象的には「資本の動

機」であり、具体的には「収益力の極大化」ということになる。

(4) 「構造」としての相対的個人大株主層と支配出資者による「構造的支配」

現代巨大株式会社企業における企業支配に関して、これを、「相対的個人大株主層による構造的支配」として把握するところに、小松の主張の独自性があるのであるが、「構造的支配」という中核的概念に、性格を異にする二つのものがあることをわれわれは見落すことができない。その一つは、個人大株主ではなくて、株式持合いによって結ばれた相対的個人大株主から構成された「全体」、あるいは「層」が「構造」とよばれて、この「構造」が支配主体として支配を行なうという意味で、「構造的支配」が用いられる場合である。例えば「個人大株主の支配の外延化の展開あるいは交錯の高度化によって、機関としての企業それ自体が大株主層の上位を占めるようになると、個人大株主の株主としての地位は相対的に後退せざるをえなくなるのである。そして、ついには個人大株主は、もはや企業に対しそれぞれ単独ではその支配力を行使しえなくなるという事態に、結果するのである。すなわち、支配は、個人大株主の各人に帰属する形から、企業の株式持合いを通じて結ばれた個人大株主の全体に帰属する形へと、変化するにいたるのである。絶対的な個人大株主による個別的支配から、相対的な個人大株主『層』による構造的支配への転換、これこそが今日の『大株主の機関化』現象の内包する本質なのである。」(企業、206頁)

これに対して、他の一つは、個々の支配主体の主観的願望とか個人的志向、あるいは特定の「層」の個別的欲望とか個別的志向とは別に、それを越えて、資本主義的社会体制に固有な歴史的生産様式あるいは、企業の客観的要請によって規定されていることを示すものである。例えば、「……絶対的な個人大株主による個別的支配から相対的な個人大株主層による構

造的支配へという転換は、裏面において、個々の個人大株主の支配からの専門経営者の解放を意味する。だが、専門経営者が解放されるのは、あくまでも個々の個人大株主の個別的支配からなのであって、究極において、支配は構造的に（傍点は村田）に個人大株主『層』に帰属しているのである。」（企業、206頁）「専門経営者は、経営者としてはいかに強大な権限を与えられようとも、いぜん本来的には資本家の利益を代表せざるをえない構造（傍点は村田）の中に組み込まれている……。」（企業、213頁—214頁）さらに「一般に、資本の運用は、当該資本が私的出資になるものである以上、おのずから出資者の私的利益のために行なわれざるをえないという構造的規定を受けるのである。生命保険相互会社の経営者は保険資本の機能者として、まさにこの構造的規定に拘束されるのであり、この意味でまた出資者の『構造的』支配の下にあるのである。（傍点は村田）」（企業、185頁—186頁）また「自己の意思を経営活動に反映させうる資格・権利としての『支配』、その実質は、つねに支配出資者に帰属している。支配の実質が、構造的に支配出資者を離脱し専門経営者の掌中に移行するという事態は、いかなる意味においてもありえない。……中略…… いかなる場合にも、支配は構造的につねに支配出資者に帰属するのである。そしてまた、専門経営者は、どこまでも支配出資者の経営上の代行者なのである。（傍点は村田）」（金融、58頁—59頁）これらの引用文で用いられている「構造的」という用語を使うならば、現代巨大株式会社における相対的個人大株主層による構造的支配も、原型としての株式会社における絶対的個人大株主による個別的支配も、いずれも支配出資者による「構造的支配」であることに変わりはないことになる。ただ支配主体が、個人から、複数の個人から成る「層」に変わっただけである。

(5) 相対的個人大株主層による支配の統一性

小松は、企業形態の展開に関して、「出資の分散」に対して「支配の統一」が確保される必要性を強調した。そしてこの見地から、原型としての株式会社に対して、小松は、「最高の、しかも完成された企業形態」(金融, 44 頁) という位置づけを与えた。

ところが、現代巨大株式会社について小松によって支配者とされた「相対的個人大株主層」に関して、小松自身、つぎのように述べている。「……『相対的大株主層』の概念は、その構成員が一堂に会して合議により統一的意思を形成するがごとき『集団』を意味してはいない。それは、分散した個々の相対的大株主を構成員とする実体——つまり一つの『構造』である。このような『構造』それ自体を支配主体として認識することについては、おそらく異論があるであろう。しかし、特定の大株主の個別的支配から解放された専門経営者による経営が相対化された大株主層の構造的利益になお規定されているという意味では、支配主体を相対的大株主層に求めることが至当であろう。」(論文(2), 23 頁) また小松は、みずから、「相対的個人大株主層が、もはや、互いにすすんで一体的行動をとりうるような主体ではない」(企業, 214 頁) と明言している。それにもかかわらず、「分散した個々の相対的大株主」, しかも「もはや、互いにすすんで一体的行動をとりうるような主体ではない」とされる「相対的個人大株主層」に、なおかつ「支配の統一性」が不可欠とされるとするならば、この「支配の統一」を確保する仕組は、何なのであろうか。こうした仕組⁽⁵⁾みについては、小松の所論においては必ずしも、明らかにされてはいない。「絶対的個人大株主の個別的支配」から解放されて、そのかぎりでは「専門経営者は独自に相対的支配力を持ちうることは可能である」(企業, 212 頁) と小松は解しており、したがってまた「資本家の支配力の相対化」(企業, 212 頁) を小松は事実として認めるのであるが、そしてこのこと

は、一時的には、専門経営者が「相対的個人大株主層」の利益に反する経営を行ないうることを意味するとするならば、その際、「相対的個人大株主層」による専門経営者を解雇するための仕組みが確保されていることが不可欠であると解されるが、こうした仕組みについては、小松の所論においては明らかにされてはいない。専門経営者が相対的個人大株主層の構造的利益を志向せざるをえない理由は、結局、小松においては、企業の「私⁽⁶⁾的」所有、資本の私的性格にもとめられている。（企業、214頁）もっとも、現代巨大株式会社企業について、「支配の統一」の確保手段が不十分であるとするならば、このことは、現代巨大株式会社の企業形態としての不完全性、あるいは脆弱性をこそ示していることとなる。

こうした「支配の統一」の必要性との関連で、われわれは、さらに、企業集団もしくは金融寡頭制における銀行の位置づけを問題としなければならない。というのは、小松は一方で銀行の主導性を強調しながら、他方で事業会社に対する銀行の支配は、当該事業会社の個人大株主による支配の割込みであって、それを排除しようとするものではないと主張しているからである。さらに事業会社と銀行との間の取引関係が銀行による事業会社の支配に対して一定の制約を課しうるとするならば、事業会社の個人大株主と銀行の個人大株主の間の利害調整のメカニズムが明らかにされねばならないこととなる。

（6）株式持合いの「動機」と「結果」

小松によれば、「株式持合い」の本質は、個人大株主による支配の外延化とその交錯として把握されねばならない。しかも企業の個人大株主が支配の外延化に努める「動機」は、「株式保有を通じて自社に有利なように取引を展開しようとするところにこそある」（企業、190頁）とか、「あくまでも独占的競争に打ち勝つため」（企業、206頁）であるとされた。す

なわち、小松によれば、「企業が他企業の株式を保有するにいたるより大きな動機は、とりもなおさず支配権の掌握である。」（企業、190 頁）

ところが、こうした「動機」にもとづく、個人大株主の支配の外延化の展開あるいは交錯の高度化は、「結果」として、個人大株主の株主としての地位の相対的後退、そして「ついには個人大株主は、もはや企業に対しそれぞれ単独ではその支配力を行使しえなくなるという事態」（企業、206 頁）を小松によればもたらす。「動機」が「支配権の掌握」であるにもかかわらず、「結果」は「単独での支配力の喪失」であり、かつ「資本家の支配力の相対化」（小松、212 頁）であることを、われわれは、どのように把握すればよいのであろうか。この点については、小松自身は、「企業に対する個別的支配力を持つ絶対的個人大株主から構造的支配力を持ちうるにすぎない相対的個人大株主へという、資本家の実体上の変化は、まさに機関大株主によって導かれた資本主義それ自体の大きな変化であるといわなければならない。」（企業、213 頁）とし、さらに、「『機関所有』は、それ自体の進展が必然的帰結として私的所有の止揚に導くというものではないにしても、企業が『資本家による個人所有』としての私的所有から解放されうることの可能性・方向性を論理的に示唆する点で歴史的に一定の意義を有しうるものであることを、われわれは見落としてはなるまい。」（企業、214 頁）とする注目すべき見解を表明している。

ただし、企業を資本家支配から解放する原動力の一端を担うとも解される、「専門経営者」が、小松の指摘するように、集団として「相対的個人大株主層」に流入し、「経営に出資を結合させる」（企業、209 頁）ことによって再び、小松の言う「経営資本家」類型ないし「機能資本家」類型が発現しているとするならば、そしてこうしたタイプの経営者によって、企業の経営活動が現実には担当されているとするならば、資本家支配からの企業の解放の可能性についての小松の主張については、ただちには、われわれ

は首肯するわけにはいかないこととなる。

なお、小松は、「専門経営者集団が少なくとも純然たる個人大株主層に匹敵するだけの規模の株式保有を志向する傾向にある」（企業、163頁）と主張しているのであるが、こうした傾向を生ぜしめる要因については、いまだ明らかではない。

（7） 企業目的と制約要因

小松は、企業目的については、その実体を自己資本留保利益率としての自己資本成長率の極大化として把握し、それは企業が企業であるかぎり不変なものと考える一方で、企業がこの目的を達成する際に考慮しなければならない「制約要因」については、これは歴史的に変化するものとみなしている。その上で労働者の要求や、社会的責任の負担を求める要求に考慮を払った上で、それを内包する形の企業目的を考える見解、したがってまた企業目的そのものの変質を主張する見解については、企業目的と制約要因との相違を無視し、混同するものであるとして、これを批判している。例えば、「藻利教授は、……最終的には、総資本付加価値率が『現代の企業』の目的であると導いておられる。その論拠は、労働組合運動の発展により賃金上昇傾向が固定化するにいたる段階では、企業は賃金上昇を無視しえなくなるがゆえに、少なくとも『現代の企業』は、総利益のみならずこれに賃金をも加えたいわゆる『付加価値』の極大化を志向せざるをえなくなっているという趣旨である。そして、教授は、これを『営利原則の長期化』ないし『営利原則の変質』と称しておられる。しかし、賃金の上昇傾向の固定化は、企業にとっての『制約要因』の一つであるにすぎず、これが不可避と化しているからといって、企業がそれを目的に転化させているわけでは決してない。われわれは、企業の目的そのものと制約要因とを混同すべきではない。」（企業、101頁、注（3））しかしながら、具体的な

情況の下で展開される企業行動が達成することを目指す目的は、具体的情況に内在している制約要因を加味したものに当然になっているし、またなっていないからならぬとするならば、そしてそこに、小松のいう「企業の動態性」あるいは「制度としての企業」の特徴があるとするならば、「企業の本質」の次元の議論と、「制度としての企業」の次元の議論とは、これを区別することが必要であるように思われる。

また、小松は、企業が求める利潤は、利子控除後の「純利潤」であり、しかも「企業が志向するのは、必ずしも利益の生産ではなく、利益の取得ないし獲得なのである」（企業、112 頁）という論拠のもとに、すなわち「企業の志向する利益は、経営資本が生産する営業利益のみではなく、経営外資本の運用成果としての営業外利益をも含む経常利益」（企業、117 頁）であるという論拠の下に、自己資本・「営業外利益の混入した」留保利益率を、企業目的として提示する。そしてその上で、自己資本利潤率の極大化ではなくて、総資本利潤率の極大化を、「資本の固定化」した段階の企業の営利原則の具体的内容として提示する藻利重隆の見解を、小松は批判している。⁽⁷⁾ 小松による藻利批判に関して、われわれが看過してはならないのは、小松が「企業が現実追求している利潤」を問題としているのに対して、藻利は「企業が追求すべき利潤」を問題としていることである。すなわち、藻利においては、小松のいう「利益の生産」、したがってまた「営業利益」、藻利のいう「経営的利潤」の生産のみが問題にされており、小松のいう「利潤の獲得」、したがってまた「営業外利益」、藻利のいう「資金操作による短期的な金融的利潤」の獲得については、これを意図的に排除することが試みられている。換言すれば、藻利においては、利潤の源泉は、財務活動のうちではなくて、企業の本来の事業活動のうちこそ⁽⁸⁾もとめられねばならないと解されている。その際、さらにわれわれが見落してはならないのは、藻利が、「総資本利潤率の極大化は、まさに自己資

本利潤率の長期・持続的な極大化のためにこそ要請されるものである⁽⁹⁾」と主張していることである。

- (1) 小松 章, 企業の論理, 6 頁—7 頁を参照.
- (2) 小松 章, 企業の論理, 7 頁—8 頁を参照.
- (3) 小松 章, 企業の論理, 50 頁を参照.
- (4) 小松 章, 株式会社金融の理論, 48 頁—49 頁を参照.
- (5) この点については, つぎの小松の論述に, われわれは注意しなければならない.
「私的所有という本質に則った多くの制度——利益分配の仕組, 収益力を基準とする経営能力の評価, 自身のうちに形成された営利的思考習慣, 等——が専門経営者の行動を支配しているかぎり (傍点は村田), 相対的個人大株主層は, 制度上なお資本の『意識的』担い手としての地位にあるのである。」(企業, 214 頁)
- (6) 小松 章, 企業の論理, 214 頁を参照.
- (7) 小松 章, 企業の論理, 97 頁—100 頁を参照.
- (8) 藻利重隆, 経営学の基礎 (新訂版), 森山書店, 1973 年, 334 頁—337 頁, および 524 頁—526 頁を参照.
- (9) 藻利重隆, 経営学の基礎 (新訂版), 526 頁.

6 結

本稿は, 現代企業について, その支配者をいま一度再確認する作業を試みる必要があるという問題意識のもとに, この作業のための手がかりを, 小松 章の企業支配論の理解とその内在的検討を通じて, 得ようとしたものである. われわれが, 企業の支配の問題を考察する際に, 小松の企業支配論との対峙は, さけてとおれないと判断した理由は, 小松の企業支配論が, 経営者支配論を虚像として退りぞけて, 資本家支配論を徹底して展開

しているところにもとめられる。すなわち、企業の支配主体としての「支配出資者」と、現実に企業の経営職能を担当している「専門経営者」との関係について、独創的で、論理一貫的で、事実即応的な体系を小松の企業支配論がもっていることによる。

以下、小松の企業支配論がもっている特色を、それが基礎においている(1)経営学方法論と(2)企業形態論にまでさかのぼりながら、今一度整理することによって、本稿の結びとすることとする。

(1) 小松の経営学方法論の特色

小松の企業支配論の特色を、われわれは、まず「経営学」についての小松の基本的考え方から明らかにしていくこととする。すなわち、企業支配についての小松による経営学的研究の特色をわれわれは、まず取り上げることとする。このためには、経営学の対象、課題、および方法に関する小松の基本的考え方をわれわれは明らかにしなければならない。

経営学の研究対象に関しては、小松は、組織一般ではなくて、あくまでも「資本主義的経済(生産)の営み手」としての企業、したがってまた「資本を機能させるための経済機構」としての企業を設定する。このことは、小松が、他の組織体、さらに他の時代の生産組織体からも区別されるものとして、すなわち「歴史の一段階に位置する特殊歴史的存在」として、企業を把握していることを意味する。他方で小松は、こうした企業を、「変化の過程」ないし「進化の過程」にあり、したがって動態的性格をもつ一つの「制度」として把握することの必要性をも強調している。この場合に、小松が「制度」として把握しているのは、「社会的に定型化された人間の行為基準」、あるいは「社会構成員の行為習慣ないし思考習慣の客体化したもの」であって、したがって社会構成員の行為習慣ないし思考習慣の変化とともに変化ないし進化するものである。

経営学の研究課題，したがってまた企業支配の経営学的研究の課題としては，小松は，変化ないし進化の過程にある企業という制度における「現代」を正当に把握すること，換言すれば，「現段階の企業制度」が導かれるにいたったその必然的な進化の過程を，企業の普遍的特性をおさえながら，具体的に跡づけることによって，現代資本主義のまさに現代的特質の一端を明らかにすることを設定している．その際，小松の導き手は，ヴェブレンのつぎの一文である．「現代の経済状況に関する理論は，何よりもまず企業の動機・目的・方法，および結果を包含する企業活動の理論でなければならない．」（企業，80頁）（A theory of the modern economic situation must be primarily a theory of business traffic, with its motives, aims, methods, and effects. Veblen, The Theory of Business Enterprise, 1904, p. 4）

なお小松は，経営学者が，「対象の中に自己を埋没させる姿勢ではなく，対象から自己を解放する姿勢」（企業，10頁）を堅持し，「主体的に対象としての企業に自己を対峙させること」（企業，10頁）の必要性を強調している．

経営学の研究方法に関しては，小松は，「制度論的方法」ないし「進化論的方法」を提唱している．すなわち，進化の過程にある企業制度を，目的論的公式によるのではなくて，かえって累積的因果関係の観点から説明する必要性を小松は力説している．

これを要するに，一方で歴史的存在としての企業がもっている普遍的特質をおさえながら，他方で企業の動態的性格に留意して，現代企業のもつ現代的特質を具体的に明らかにする学問として，経営学を把握するところに小松の特色がある．こうした経営学方法論に立脚して，小松の企業支配論も展開されている．

(2) 小松の企業形態論の特色

株式会社へと至る企業形態の展開に関する小松の研究の特色は、必要資本の増大に付随する「出資の分散」の必要性に対応すると同時に、「支配の統一」の必要性、すなわち企業の経営に対する既存の中核的個人大口出資者の意思の反映を可能にする手段を確保する必要性も高まるとする基本認識に立脚して、個人企業から合名会社と合資会社とを経て株式会社へと至る企業形態の展開の必然性を、「支配の統一」を確保するための手段の質的發展の観点から統一的に論理的に説明することに努めていることである。しかも、こうした企業形態論が同時に企業支配論の基礎に置かれているところに、小松の企業支配論の特色がある。すなわち、小松の企業支配論の特色は、まず、出資者を、企業の経営にみずからの意思を反映させている「支配出資者」と、そうではなくてもっぱら配当請求権のみをもつ「持分出資者」とに二分するとともに、「支配出資者」のみを「資本家」として規定し、企業形態の展開・変化にもかかわらず、この意味での「資本家支配」の一貫性を主張するところにもとめられる。

つぎに、原型としての株式会社については、小松の主張の特色は、株式会社を、「最高度の支配の統一手段を確保することによって、出資資本の拡大要求に完全に応えうるようにいたった最高段階の企業形態」として位置づけた上で、一方で、絶対的個人大株主を支配者とする個別的支配を主張するとともに、他方で、専門経営者による経営の代行の必要性和可能性、とくにその可能性が、株式会社形態においてはじめて発現をみることを力説するところにある。

(3) 小松の現代巨大株式会社論の特色

現代巨大株式会社における企業支配に関する小松の主張の特色は、1979年時点における証券取引所第一部上場企業に関する資料の分析をもふま

て、まずは、大株主の機関化現象、とくに大株主の金融機関化の現象、したがってまた個人大株主の後退現象、株式会社相互間の株式持合い現象、および生命保険相互会社による金融機関に対する形式の上での一方的支配の事実を確認した上で、機関大株主の出現については、これを、あくまでも当該機関の個人大株主の支配の、個別企業の枠を超える「外延化」として、また株式会社どうしの株式持合いについては、これを、あくまでも個人大株主の支配の「外延的交錯」として把握するとともに、これらは、企業の本来的支配者である個人大株主の個人的慾望によるものではなくて、企業相互の間の独占的競争に打ち勝つための必要性にもとづくところにある。

ところで大株主の機関化現象は、結果として個人大株主の相対的地位を弱め、もはや単独では支配力を行使することは不可能となる。そこで、小松は、この段階の企業の支配主体を、「株式持合いを通じて結ばれた個人大株主の全体」に見出し、「絶対的個人大株主による個別的支配」から「相対的個人大株主層による構造的支配」への移行という、独創的見解を世に出すことになる。そしてこの考え方に依拠して、機関株主の所有にもとづく専門経営者支配の主張を虚像として、小松はしりぞける。ところで、「絶対的個人大株主による個別的支配」の消失は、そのかぎりにおいて、専門経営者を個人大株主の個別的支配から解放し、専門経営者の相対的な支配力の増大をもたらすことになるのであるけれども、にもかかわらず、絶対的な意味での支配力は、あくまでも相対的個人大株主層の側に帰属しており、したがって専門経営者は、どこまでも相対的個人大株主層の構造的利益の代行者であるとするところに、現代巨大株式会社の段階における小松の企業支配論の特色がある。一方で、相対的個人大株主層の構造的支配の成立のうちに、現代企業の現代企業たるゆえんを見出すとともに、他方で資本家支配の貫徹のうちに企業としての普遍性を見出すところに、小

松の企業支配論の一貫性が存在する。

なお、小松は、資料にもとづいて、専門経営者そのものが相対的個人大株主層の有力な構成員となっていることを指摘し、このことにもとづいて、非出資者としての専門経営者による支配を主張する見解の虚像性をさらに強力に主張している。

今日の企業統治の議論は、小松の企業支配論に依拠するならば、絶対的個人大株主による個別的支配からの専門経営者の解放と、この専門経営者による制約要因に対する考慮の不適切さ、とに、胚胎するものとして、これを把握することができる。

(完)